

2012年7月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店2014年7月25日満期

早期償還条項付ノックイン型

日経平均株価連動円建社債

－ 売 出 人 －

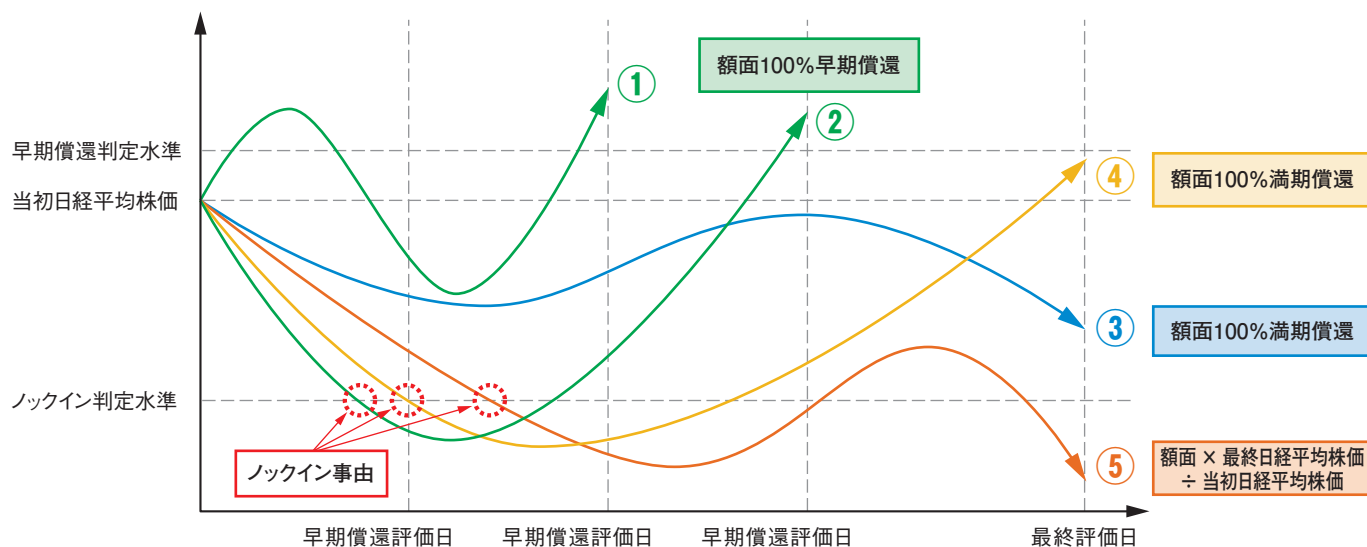
株式会社SBI証券

ドイツ銀行ロンドン支店2014年7月25日満期早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動円建社債（以下「本社債」といいます。）の満期償還金額および償還時期は、本社債の要項に従い、日経平均株価の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」をご参照下さい。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。
あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、②額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

中に一度も、日経平均株価終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

中に一度でも、日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 当初日経平均株価終値」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

中に一度でも、日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $<$ 当初日経平均株価終値」の場合、「額面金額 $\times$ (最終日経平均株価 $\div$ 当初日経平均株価)」の現金にて満期償還となります。

※ 詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「(2) 償還および買入れ」をご確認ください。

<日経平均株価(ご参考)>



出所：ブルームバーグ、2001年1月4日から2012年6月26日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標(日経平均株価)の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」という)のシミュレーションです(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

<満期償還時の想定損失額(過去データ)>

以下の観測期間における日経平均株価の最大下落率は、以下の通りです。

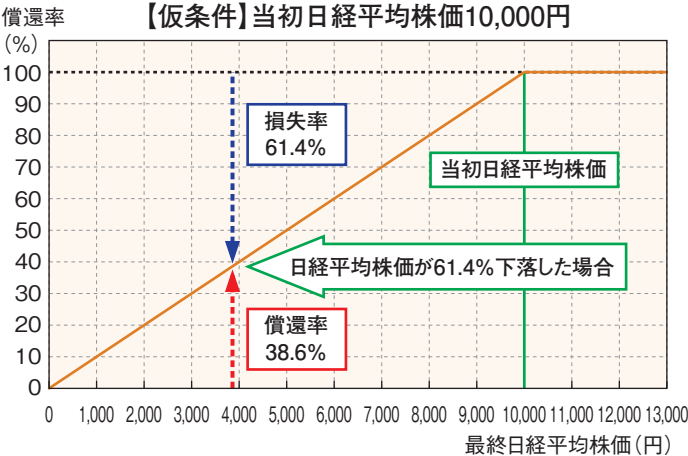
観測期間	期間	日経平均株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2010/6/1～2012/5/31	2年	10,857.53	8,160.01	-24.9%
2009/6/1～2012/5/31	3年	11,339.30	8,160.01	-28.1%
2007/5/1～2009/4/30※	2年	18,261.98	7,054.98	-61.4%

※2000年以降で2年間における過去最大の下落率が、2007/5/1～2009/4/30の観測期間における下落率になります。

<満期償還のイメージ(ノックイン事由発生時)>

本債券の満期償還時における日経平均株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に61.4%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して61.4%相当になります。

上記想定最大下落率を超えて日経平均株価が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。日経平均株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。



当初日経平均株価からの下落率に応じた、1券面金額500,000円あたりの想定損失額は、以下のとおりです。

当初日経平均株価からの下落率	満期償還金額(円)	想定損失額(円)	償還率
0%	500,000	0	100%
-10%	450,000	-50,000	90%
-20%	400,000	-100,000	80%
-30%	350,000	-150,000	70%
-40%	300,000	-200,000	60%
-50%	250,000	-250,000	50%
-60%	200,000	-300,000	40%
-70%	150,000	-350,000	30%
-80%	100,000	-400,000	20%
-90%	50,000	-450,000	10%
-100%	0	-500,000	0%

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として日経平均株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■過去における日経平均株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における日経平均株価が、上記「(1)満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に61.4%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して61.4%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、日経平均株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。

なお、日経平均株価が早期償還判定水準や当初日経平均株価を上回っている場合でも、本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における日経平均株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。

将来において日経平均株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

※上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	5
第 1 【募集要項】	5
第 2 【売出要項】	5
1 【売出有価証券】	5
2 【売出しの条件】	7
第 3 【第三者割当の場合の特記事項】	32
第二部 【公開買付けに関する情報】	33
第三部 【参照情報】	33
第 1 【参照書類】	33
第 2 【参照書類の補完情報】	33
第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】	34
第四部 【保証会社等の情報】	34
第 1 【保証会社情報】	34
第 2 【保証会社以外の会社の情報】	34
第 3 【指数等の情報】	34
[別紙]	35
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	42
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	43

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 22－外26－57

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 7 月 4 日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Debt Issuance)
ディレクター 欧州市場部長
マルコ・ツィマーマン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance Europe)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラーゲ 12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽
弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 18億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成22年 9 月 30 日
効力発生日	平成22年10月 8 日
有効期限	平成24年10月 7 日
発行登録番号	22－外26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 2,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
22-外26- 1	平成23年 2 月10日	20億7, 225万円	該当事項なし。	
22-外26- 2	平成23年 2 月10日	10億5, 503万2, 440円		
22-外26- 3	平成23年 2 月15日	6 億円		
22-外26- 4	平成23年 2 月17日	7 億円		
22-外26- 5	平成23年 2 月17日	5 億52万円		
22-外26- 6	平成23年 2 月18日	10億1, 400万円		
22-外26- 7	平成23年 2 月24日	6 億円		
22-外26- 8	平成23年 3 月14日	8 億円		
22-外26- 9	平成23年 4 月 8 日	6 億円		
22-外26-10	平成23年 5 月16日	6 億円		
22-外26-11	平成23年 7 月 6 日	6 億8, 902万200円		
22-外26-12	平成23年 7 月15日	1 億7, 475万4, 881円60銭		
22-外26-13	平成23年 7 月15日	7 億円		
22-外26-14	平成23年 7 月21日	6 億6, 892万円		
22-外26-15	平成23年 8 月 3 日	7 億2, 330万円		
22-外26-16	平成23年 8 月 8 日	5 億9, 150万円		
22-外26-17	平成23年 8 月19日	7 億円		
22-外26-18	平成23年 8 月25日	6 億円		
22-外26-19	平成23年 8 月31日	7 億4, 078万4, 000円		
22-外26-20	平成23年 8 月31日	5 億9, 200万8, 000円		
22-外26-21	平成23年 9 月 1 日	12億7, 890万円		
22-外26-22	平成23年 9 月 9 日	8 億円		
22-外26-23	平成23年10月 5 日	8 億円		
22-外26-24	平成23年11月11日	6 億円		
22-外26-25	平成23年11月25日	3 億1, 059万円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
22-外26-26	平成23年11月30日	23億9,600万円	該当事項なし。	
22-外26-27	平成23年11月30日	2億4,500万円		
22-外26-28	平成23年11月30日	1億3,300万円		
22-外26-29	平成23年12月13日	12億8,500万円		
22-外26-30	平成23年12月13日	8億2,000万円		
22-外26-31	平成23年12月16日	25億円		
22-外26-32	平成23年12月19日	8億円		
22-外26-33	平成23年12月28日	16億5,400万円		
22-外26-34	平成23年12月28日	10億2,800万円		
22-外26-35	平成24年1月6日	4億7,772万9,760円		
22-外26-36	平成24年1月13日	8億円		
22-外26-37	平成24年1月17日	32億5,000万円		
22-外26-38	平成24年2月9日	3億4,822万5,000円		
22-外26-39	平成24年2月9日	3億4,580万円		
22-外26-40	平成24年2月15日	6億円		
22-外26-41	平成24年2月16日	5億5,000万円		
22-外26-42	平成24年2月16日	13億900万円		
22-外26-43	平成24年2月16日	8億4,700万円		
22-外26-44	平成24年2月22日	6億円		
22-外26-45	平成24年2月23日	10億1,200万円		
22-外26-46	平成24年3月19日	9億円		
22-外26-47	平成24年3月19日	10億円		
22-外26-48	平成24年3月19日	9億円		
22-外26-49	平成24年3月28日	9億7,900万円		
22-外26-50	平成24年4月11日	6億円		
22-外26-51	平成24年5月2日	14億6,200万円		
22-外26-52	平成24年5月14日	3億1,152万円		
22-外26-53	平成24年5月15日	5億円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
22－外26－54	平成24年 5 月 30 日	19億8,630万円	該当事項なし。	
22－外26－55	平成24年 5 月 30 日	9 億6,351万7,500円		
22－外26－56	平成24年 7 月 3 日	1,942万2,000ブラジル・レアル (7 億6,697万4,780円) (注1)		
実績合計額		498億8,664万6,561円60銭 (注2)	減額総額	0 円

(注1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは、平成24年8月3日に行われる予定でまだ完了していない。
本欄に記載された円貨換算額は、1 ブラジル・レアル=39.49円の換算率（平成24年6月29日現在のPTAXレート
としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレー
ト（小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで算出する。））により換算されている。

(注2) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－ 1,501億1,335万3,438円40銭
減額総額）

（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし。

【残高】（発行残高の上限－実績合計 該当事項なし。
額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「計算代理人」	ドイツ銀行ロンドン支店
「英国」または「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「ブラジル・レアル」	ブラジル連邦共和国の法定通貨
「日本円」または「円」	日本国の法定通貨

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項なし。

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

売出社債(短期社債を除く。)

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店2014年7月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	18億円(注2)	売出価額の総額	18億円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	50万円(注3)
償還期限	2014年7月25日(ロンドン時間)(注3)		
利率	額面金額に対して年率3.50%		
売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号 (以下「売出人」という。)		
摘要	本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。本社債に関するその他の条件等については後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>」を参照のこと。		

(注1) 本社債はドイツ銀行ロンドン支店名で発行されるが、本社債はロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)の債務である。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、18億円の予定である。

(注3) 本社債は、日経平均株価の終値が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(a)日経平均株価の水準による早期償還」に記載のとおり、各早期償還評価日における日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、額面金額で各早期償還評価日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。

本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が観察期間中のいずれの取引所営業日においても、常に日経平均株価の終値がノックイン判定水準を上回っていたと決定する場合は額面金額により、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、日経平均株価の終値が一度でもノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回ったと決定する場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額(ただし、0円以上額面金額以下の額とし、1円未満を四捨五入する。)によりそれぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

なお、早期償還および繰上償還については後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」に定義されている。

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、日経平均株価(かかる指数には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、日経平均株価の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

(注4) 本社債について、発行体の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行体は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)よりA2、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」という。)よりA+、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成24年7月4日)現在、かかる格付の変更はされていない。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日(平成24年7月4日)現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%(注1)
申込期間	2012年7月4日から2012年7月23日まで
申込単位	額面50万円
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店および各支店等(注2)(注3)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
受渡期日	2012年7月26日(日本時間)(注4)

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を円にて支払う。

(注2) 本社債の申込および払込は、各申込人により売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、登録される予定もない。また、本社債の取引は、米国商品取引所法(その後の改正を含む。)

(以下「米国商品取引所法」という。)に基づき米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)により承認されていない。本社債の募集または販売は、米国証券法のレギュレーションSに基づく米国証券法の登録要件を免除される取引において行われなければならない。本社債またはこれに関する利益は、いかなる時においても、(i)米国内において、(ii)米国人に対し、米国人の勘定で、もしくは米国人のために(もしくは米国人を代理して)、または(iii)米国における、米国人に対する、米国人の勘定によるもしくは米国人のための直接的もしくは間接的な募集、販売、転売、質入れ、行使、償還もしくは引渡しを目的としてその他の者に対し、直接的または間接的に募集し、販売し、転売し、質入れし、行使し、償還または引き渡してはならない。いかなる本社債も、米国人または米国内の者によりまたはこれを代理して行使または償還されてはならない。「米国」とは、アメリカ合衆国(その州およびコロンビア特別区を含む。)およびその属領をいい、「米国人」とは、(i)米国の居住者である個人、(ii)米国もしくはその下部行政主体の法律に基づき設立され、もしくは米国にその事業の本拠を有する法人、パートナーシップその他の事業体、(iii)その収益の源泉に関わらず米国の連邦所得課税の対象である遺産もしくは信託、(iv)信託(米国内の裁判所が信託の管理につき主たる監督を行うことができ、かつ、一以上の米国の受託者が信託の一切の実質的な決定を統制する権限を有している場合)、(v)上記(ii)に記載された法人、パートナーシップその他の事業体の従業員、役員もしくは本人の年金制度、(vi)上記(i)から(v)までにおいて記載された者により10パーセント以上の割合の受益権が保有されている、主として受動的な投資のために組織された事業体(当該事業体の運営者がCFTCの規則第4章の所定の要件から非米国人である参加者を理由として免除される商品先物基金において、当該事業体が主として当該保有者による投資を目的として、組成された場合)、または(vii)米国証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義されるその他の「米国人」、もしくは米国商品取引所法ルール4.7に基づく非米国人の定義に該当しない者のいずれかをいう。

ワラントもしくは証書の行使および/または本社債に関する対象指数の現実の交付の前に、本社債の保有者は、とりわけ、(i)保有者が米国人ではないこと、(ii)本社債は米国人のために行使されたことがないこと、ならびに(iii)いかなる現金および(対象指数の現実の交付の場合には)有価証券またはその他の資

産も、その行使または償還に関連して、米国内において、または米国人の勘定で、もしくは米国人のために、譲渡されておらず、譲渡される予定もないことを、表明する必要がある。

ワラントまたは証書を買付けるいかなる者も、発行体および当該ワラントまたは証書の販売者（販売者が発行体とは異なる場合）に対して、（i）買付者が、いかなる時においても、直接的もしくは間接的に、米国内において、または米国人の勘定でもしくは米国人のために、買付けたワラントまたは証書を募集し、販売し、転売し、または交付する予定がないこと、（ii）買付者が、米国人の勘定でまたは米国人のために、当該シリーズのワラントまたは証書を買付けていないこと、および（iii）買付者が、直接的または間接的に、米国において、または米国人の勘定でもしくは米国人のために、（他の方法により取得された）ワラントまたは証書を、募集し、販売し、転売し、または引き渡す予定がないことについて、同意するものとみなされる。

（注4） 本社債は発行会社のエクス・マーケット・プログラムに基づき、ユーロ市場で募集され、2012年7月25日（以下「発行日」という。）に発行される。

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、日本国の株式市場の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資者のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資者は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は、本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

以下に記載する1つまたは複数の要因の変化によって、投資者の受け取る本社債の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本毀損リスク

本社債が早期償還されずに、かつ、観察期間のいずれかの取引所営業日において日経平均株価の終値が一度でもロックイン判定水準と等しいかそれを下回った場合、満期償還は計算代理人により決定された満期償還金額による。その場合、各本社債の満期償還金額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性がある。

投資利回りリスク

上記「元本毀損リスク」に記載のとおり、各本社債の満期償還金額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資者が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

早期償還リスク

本社債は、早期償還評価日の日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかまたはそれを上回った場合、各早期償還評価日に対応する早期償還日において、自動的に額面金額で早期償還される。その際に早期償還された償還金額を再投資した場合に、早期償還されない場合に得られる本社債の利金と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）がある。

不確実な流通市場

本社債の活発な流通市場は確立されていない。発行会社、発行会社の関連会社および売出人は、本書に基づいて売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社、発行会社の関連会社および売出人は、特に必要性が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設

するために本社債の売買を行う予定もない。したがって、本社債は非流動的であるため、本社債権者は、本社債をその償還前に売却することができない場合がありうる。仮に本社債を売却することができたとしても、その売買価格は、日経平均株価または本社債の発行会社の財務状況、市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

信用リスク

発行会社の財務状況および経営状況が著しく悪化した場合、発行会社による本社債の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還期日前の本社債の価値および売却価格は、償還期日前の本社債の価値および売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を有効に打ち消す可能性がある。償還期日前の本社債の価値および売却価格は、最も有利な状況においても各本社債の当初の投資金額である額面金額を大きく上回らない可能性があることに注意する必要がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示する。

① 日経平均株価

一般的に、日経平均株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、日経平均株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。しかし、本社債の価値および売却価格は、日経平均株価が当初日経平均株価を大きく上回る場合においても、各本社債につき額面金額を大きく超えない可能性がある。本社債の償還期日が近づくにつれ、本社債の価値は日経平均株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

② 日経平均株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅および頻度の基準を表わす。一般的に、日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与える。日経平均株価の予想変動率の減少は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは日経平均株価や本社債の償還期日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇または日経平均株価構成銘柄および日経平均株価先物の保有コストの減少は、本社債の価値に悪影響を及ぼす。逆に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落または日経平均株価構成銘柄および日経平均株価先物の保有コストの増加は、本社債の価値に良い影響を与える。

④ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資者による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、標準的な格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、ドイツ証券株式会社その他の発行会社の関連会社および売出人は、その業務遂行上、自己勘定で日経平均株価の各構成銘柄および日経平均株価先物・オプションを売買することがある。この売買により、日経平均株価に影響を及ぼし、それが結果的に本社債権者に不利な影響を及ぼすことがありうる。

また、発行会社、ドイツ証券株式会社その他の発行会社の関連会社は、発行会社の本社債に基づく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価の各構成銘柄および日経平均株価先物・

オプションを売買することがある。この売買により、日経平均株価に影響を及ぼし、それが結果的に本社債所持人に不利な影響を及ぼすことがありうる。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(8) 課税上の取扱い、(e) 日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるドイツ銀行ロンドン支店は本社債の発行会社である。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、「市場混乱事由」の発生の有無に関する計算代理人の決定や、日経平均株価の公表が行われなかった場合に必要とされる計算代理人の判断に関して、そのような場合が起こりうる(後記「2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」の項目を参照のこと。)。ドイツ銀行ロンドン支店は、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

本社債に関連する一般的なリスク要因

以下は、一般的な性質を有し、本社債への投資に関連する様々なリスク要因を記述することを目的とする。どのような要因が本社債に関係するかは、相互に関係のある多くの事項(本社債および日経平均株価(以下、「本社債に関連する一般的なリスク要因」の項において「対象指数」という。))の性質を含むが、これらに限られない。)によって決定される。購入予定者は、本社債への投資を決定する前に、以下のリスクおよび商品特有のリスク要因を慎重に検討すべきである。ただし、これらのリスク要因は、本社債への投資に関連する潜在的なリスクをすべて開示したものではなく、売出日の後に追加のリスクが生じる可能性がある。

本社債に関係するすべてのリスク要因を慎重に検討するまでは、本社債への投資を行うべきではない。

後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要」において定義する用語は、以下の記述において用いられる場合においても同一の意義を有する。

1. 序論

本社債への投資はリスクを伴う。これらのリスクには、特に、株式市場、債券市場、外国為替市場、金利、市場のボラティリティのリスク、経済的、政治的および規制上のリスク、これらの組み合わせならびにその他のリスクが含まれる。その一部については、以下に簡潔に記載される。購入予定者は、本社債に類する商品および対象指数の取引に関する経験を有すべきである。購入予定者は、本社債への投資に関連するリスクを理解すべきであり、(i) 自らの独自の財務、税務およびその他の状況に照らして本社債への投資が適切であるか、(ii) 本書に記載される情報、ならびに(iii) 対象指数について、自らの法律、税務、会計その他のアドバイザーと慎重に検討した上で投資の決定に達すべきである。

本社債の価値は下落する可能性があり、投資者は、本社債への投資を完全に失うことに耐える準備をすべきである。本社債の残存期間が短いほど、本社債の価値が下落するリスクは高くなる可能

性がある。本社債が「リターン保証」または「返金」の要素を含む場合であっても、リターン保証または返金の要素は、本社債への購入者の投資額よりも少なくなる可能性がある。本社債への投資は、対象指数の価値の将来における変動の可能性の方向、時期および規模を評価した上で行うべきである。これは、当該投資のリターンは特にかかる変動に左右されるためである。複数のリスク要因が本社債に関して同時に影響する場合があるため、特定のリスク要因の影響を予測することはできない。また、複数のリスク要因が予測不能な複合的な影響を有する場合がある。リスク要因の組み合わせが本社債の価値に及ぼす影響について保証することはできない。

2. 市場要因

2.1 対象指数の価値

本社債への投資は、対象指数または対象指数を構成する構成銘柄の価値に関するリスクを伴う。コーポレート・アクション、マクロ経済要因および投機的投資を含む様々な要因により、対象指数の価値は常に変化し、上昇することもあれば下落することもある。

2.2 対象指数の過去の実績は、将来の実績を示すものではない

対象指数の過去の実績（ある場合）は、対象指数の将来の実績を示すものではない。対象指数の価値の変動は、本社債の取引価格に影響を及ぼすが、対象指数の価値が上昇するか下落するかを予測することは不可能である。

2.3 対象指数の水準の算出基準は、常に変化する

対象指数の水準の算出基準は随時変化することがあり、いつでも本社債の時価に、したがって決済時に支払われる現金額に、影響を及ぼす可能性がある。

2.4 構成銘柄の価値が、対象指数の価値に影響を及ぼす

いずれかの日における対象指数の価値は、かかる日におけるその構成銘柄の価値を反映する。対象指数の構成銘柄の変更、および構成銘柄の価値に影響するか、または影響する可能性がある要因（本リスク要因において記載される要因を含む。）は、本社債の価値に影響する。構成銘柄の過去の価値（もしあれば）は、将来の実績を示すものではない。構成銘柄の価値が本社債の決済通貨とは別の通貨で決定される場合、投資者は為替リスクを被ることがある。

2.5 金利リスク

本社債への投資は、本社債の決済通貨の預金の支払金利の変動に基づく金利リスクを伴うことがある。これは、本社債の時価に影響する。

3. 市場価格

本社債の満期以前の市場価格は、主に対象指数の価値およびボラティリティならびに同様の残存期間を有する商品の金利水準に左右される。

市場のボラティリティの水準は、現実の変動率の純粋な測定値ではなく、かかる市場のボラティリティのリスクに対するプロテクションを購入者に提供する商品の価格により、主として決定される。かかる商品の価格は、一般的なオプションおよびデリバティブ市場における需要と供給の力関係により決定される。これらの関係は、それ自身が、市場における現実の変動率、予想されるボラティリティ、マクロ経済要因および投機的投資等の要因に影響を受ける。

金利の変動は、通常、本社債の価値に対し、固定利付債の場合と同様の影響を及ぼす。金利の上昇は、通常、状況において、本社債の価値を下落させ、金利の下落は本社債の価値を上昇させる。

ある日における対象指数の価値は、かかる日におけるその構成銘柄の価値を反映する。対象指数の構成銘柄の変更、および構成銘柄の価値に影響するかまたは影響する可能性がある要因（上記の要因を含む。）は、対象指数の価値に影響し、したがって本社債への投資のリターンに影響する可能性がある。

4. ヘッジに関する一定の考察

一定のリスクは、本社債をヘッジ目的で取得する購入者にあてはまるものもある。

対象指数へのエクスポージャーをヘッジする目的で本社債の購入を意図している購入予定者は、かかる方法で本社債を活用するリスクに留意すべきである。本社債の価値が対象指数の価値の動きと相関性を有するという保証はなく、かかる保証が与えられる可能性はない。また、対象指数の構成銘柄は時とともに変化する。さらに、本社債を、対象指数の価値を直接反映する価格で処分することは不可能である。したがって、本社債への投資のリターンと対象指数への直接投資のリターンにおける相関関係の水準についての保証はない。

本社債に関連するリスクを限定するためのヘッジ取引は成功しない可能性がある。

5. 本社債が非流動的である可能性

本社債における流通市場が展開されるか否かおよびその程度、または本社債が流通市場において取引される価格、または当該市場に流動性があるか否かを予測することは不可能である。本書にてその旨が記載される場合には、本社債の特定の証券取引所または値付システムへの上場、値付けまたは取引の承認の申請が行われている。本社債がそのように上場、値付けまたは取引が承認されている場合、かかる上場または値付けまたは取引の承認が維持されるという保証はない。本社債がこのように上場、値付けまたは取引が承認されている可能性があるという事実は、必ずしも、かかる上場、値付けまたは取引の承認が行われていない場合に比べて流動性が増すということにはならない。

本社債が株式市場または値付けシステムにおいて上場、値付けまたは取引が承認されていない場合、本社債の価格情報の入手はより困難になり、本社債の流動性が悪影響を受けることがある。本社債の流動性は、いずれかの法域における本社債の募集および販売の制限にも影響を受けることがある。

発行会社は、公開市場において、または買付もしくは個別契約により、いかなる価格および時期においても本社債を買入れることができる（ただし、かかる義務を負うものではない。）。発行会社は、かかる方法で買入れた本社債を保有し、転売し、または消却することができる。発行会社は本社債の唯一のマーケット・メーカーであることがあるため、流通市場は制限される。流通市場が制限されているほど、本社債の保有者が本社債の決済前に本社債の価値を換金することはより困難になる。

6. ドイツ銀行の信用格付、財務状況および業績が、本社債の価値に影響する可能性

本社債の価値は、部分的に、発行会社の信用力に対する投資者の一般的な評価により影響を受けると予想されている。発行会社の信用力の低下の結果、本社債の価値が低下することがある。発行会社に関して倒産手続が開始される場合、本社債権者へのリターンが限定され、回収が大幅に遅れる可能性がある。

7. 格付

ドイツ銀行により発行される債務証券（証書を含む。）およびマネー・マーケット・ペーパーへの投資は、ドイツ銀行が当該証券の発行により生じた義務を関係する支払期日に履行することができないというリスクを負う。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合には自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーの発行により生じる義務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債権者および／または債券発行者の支払能力または信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の義務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資者が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、義務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ／または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り消される可能性がある。付与された格付の停止、格下げまたは取消しは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ムーディーズ、S&P（マクグロー・ヒル・カンパニー・インクの一部門）およびフィッチ（以下「格付機関」と総称する。）から格付を取得している。

本書の日付現在、格付機関により債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーに割り当てられた格付は以下の通りである。

ムーディーズ 長期格付A2
短期格付P-1

見通し 安定的

ムーディーズの定義：

A2： Aの格付を付与された債務は、中級の上位で、信用リスクが低いと判断されている。ムーディーズによる長期格付は、最高の信用力および最低の信用リスクを反映する「Aaa」から、「Aa」、「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された種類の債券であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-1： プライム1の格付を付与された発行体は、短期債務の返済能力が優れている。ムーディーズによる短期格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」から、「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

S&P 長期格付A+
短期格付A-1

見通し ネガティブ

S&Pの定義：

- A+ : S&Pは、Aの格付を、上位の格付の債務に比べ、環境および経済状況の変動からやや悪影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、依然として高い。S&Pによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) または (-) の記号を追記し、調整されることがある。
- A-1 : A-1の格付を付与された債務は、S&Pによる最上級のカテゴリーの格付を付与されている。債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、高い。S&Pによる短期格付は、最高の信用力を反映する「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

フィッチ 長期格付A+
 短期格付F1+
見通し 安定的

フィッチの定義：

- A+ : 「A」の格付は、デフォルト・リスクが低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は高いと想定されるが、経営または経済環境の悪化がこの能力に及ぼす影響は、上位格付の場合より大きくなり得る。フィッチによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」ならびに債務者が債務の全部または一部の支払不能となっていることを反映する「DDD」、「DD」および「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) または (-) の記号を追記されることがある。かかる付加記号は「AAA」のカテゴリー、または「CCC」以下のカテゴリーには付記されない。
- F1+ : F1の格付は、財務的コミットメントの適時の支払能力が非常に高いことを示している。非常に高い信用特性を示すため、プラス (+) の記号が追記されることがある。フィッチによる短期格付は、最高の信用力を反映する「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」および支払不履行に実際に陥っているか、または切迫していることを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

<劣後債務の格付>

ドイツ銀行が劣後債務を締結した場合、当該債務の格付が低くなる場合がある。これは、ドイツ銀行の支払不能または清算の場合、当該債務により生じる債権および利息債権がドイツ銀行の債権者の劣後債権に対して劣後するからである。ドイツ銀行は、劣後債務（もしあれば）の格付を開示する。

8. 利益相反

8.1 対象指数に関係する取引

発行会社およびその関連会社は、随時、自己勘定およびその管理下における勘定で、対象指数に関係する取引を行うことがある。かかる取引は、対象指数の価値およびその結果として本社債の価値にプラスまたはマイナスの影響を及ぼすことがある。本「8. 利益相反」の項で使用される、対象指数に関する記載は、適切な場合はその構成銘柄を含むとみなされるものとする。

8.2 他の立場における行為

発行会社およびその関連会社は、随時、計算代理人（以下に定義される。）、代理人および／または指数のスポンサー等の本社債に関するその他の立場において、行為する可能性がある。かかる職務は、発行会社が対象指数の構成を決定すること、またはその価値を計算することを許容することとなり、発行会社本人またはグループ会社により発行された有価証券またはその他の資産を対象指数の一部として選択することができるようになるか、または、発行会社がかかる有価証券または資産の発行体と業務上の関係を維持するといった利益相反を引き起こす可能性が生じる。

8.3 対象指数に関するその他のデリバティブ商品の発行

発行会社およびその関連会社は、対象指数に関するその他のデリバティブ商品を発行することもあり、かかる競合商品の市場への導入が本社債の価値に影響することがある。

8.4 ヘッジ取引の遂行

発行会社は、ヘッジ取引を行うために、本社債の発行手取金の全部または一部を使用することがある。発行会社は、かかるヘッジ取引が通常の状態下においては本社債の価値に重大な影響を及ぼすことはないと確信している。しかしながら、発行会社のヘッジ取引がかかる価値に影響しないとの保証はない。本社債の価値は、特に、(i) 本社債の満期時もしくは期間満了時またはその前後または(ii) 本社債が早期償還、ロックインもしくは類似の仕組みを有する場合は、対象指数の価格または価値が早期償還、ロックインもしくはその他の仕組みの関係する価格もしくは水準に近づいた時点で、ヘッジ取引のポジションの全部もしくは一部を清算することにより、影響を受けることがある。

8.5 発行価格

本社債について課される発行価格は、販売手数料、管理報酬またはその他課された報酬に加えて、投資者には見えない本社債の元来の数学的な（適正）価値に課されるプレミアムから成る場合がある。かかるプレミアムは、発行会社によりその裁量において決定され、その他の類似の証券の発行体により課されるプレミアムと異なる場合がある。

8.6 本社債のマーケット・メーカー

発行会社またはその代理人は、本社債のマーケット・メーカーとして行為する可能性がある。かかるマーケット・メーカーにおいて、発行会社またはその代理人が、大部分について、自己の本社債の価格を決定する。かかるマーケット・メーカーにより値付けされる価格は、通常、かかるマーケット・メーカーが不在で、かつ流動性のある市場で値付けされる価格と連動しない。値付けされた買・売呼値を流通市場において設定する際にマーケット・メーカーにより考慮される事情には、本社債の適正価値を特に含む。本社債の適正価値は、マーケット・メーカーにより企図された一定の買呼値および売呼値の差額と同様に、とりわけ、対象指数の価値に依拠する。さらに、マーケット・メーカーは、もともと本社債について課された販売手数料、および本社債の満期に現金から控除される報酬または費用（本社債の要項に基づき請求された管理報酬、取引報酬またはその他の報酬を含む。）について手続に従い考慮する。そのうえ、流通市場で値付けされた価格は、例えば、本社債の発行価格に含まれている本社債の元来の価値に課されたプレミアム（前記「8.5 発行価格」を参照。）により、および対象指数もしくはその構成銘柄により支払われたか、もしくは受領された配当、または本社債の設計上発行会社に経済的に帰属するその他の手取金による影響を受ける。

本社債の買呼値および売呼値の差額は、マーケット・メーカーにより、本社債の需給および収入に係る一定の勘案事項に基づき設定される。

例えば、本社債の要項に基づき請求される管理報酬のような一定の費用は、多くの場合、本社債の期間中、値付けされた価格から（時間に比例して）一定の割合で控除されず、マーケット・メーカーがその裁量において決定するより早い時期に本社債の適正価値から完全に控除される。このことは、発行価格に含まれるプレミアムにも該当し、配当、および一般的に対象指数またはその構成銘柄が「配当落ち」で取引される時点では控除されず、本社債の期間中の早い時期に期間全体または一定期間の予想配当に基づき控除される対象指数のその他の手取金（本社債の設計上、発行会社に経済的に帰属する。）にも該当する。かかる費用の控除率は、特に、マーケット・メーカーに対する本社債の純フローバックに依拠する。

その後、マーケット・メーカーにより値付けされた価格は、関連する時点において、本社債の適正価値または上記の要因に基づき経済的に予測される価値と大きく異なる可能性がある。さらに、マーケット・メーカーは、いつでも、値付けされた価格を設定するために用いられる方法論を変更すること（例えば、買呼値および売呼値の差額を増加させ、または減じること。）ができる。

8.7 対象指数のマーケット・メイキング

発行会社は、一定の場合（特に、発行会社もまた、対象指数を発行した場合）において、対象指数のマーケット・メーカーとして行為する可能性がある。かかるマーケット・メイキングにより、発行会社自身が、対象指数の価格の大部分を決定し、その結果、本社債自身の価値に影響を及ぼすことがある。発行会社がそのマーケット・メーカーとしての職務において値付けする価格は、かかるマーケット・メイキングが不在で、かつ流動性のある市場で値付けされる価格と、常に連動するわけではない。

8.8 対象指数の発行会社のために引受人その他として行う行為

また、発行会社およびその関連会社は、対象指数の将来の募集に関連して引受会社として行為するか、または対象指数の発行会社の財務顧問としてもしくは商業銀行業者としての立場において対象指数の発行会社のために行為することがある。かかる行為により利益相反が生じ、本社債の価値に影響を及ぼすことがある。

8.9 非公開情報の取得

発行会社および／またはその関連会社は、対象指数に関する非公開の情報を取得することがあるが、発行会社またはそのいずれかの関連会社も、かかる情報を本社債権者に対して開示することを約束するものではない。さらに、発行会社の一または複数の関連会社は、対象指数に関する調査レポートを発行する可能性がある。かかる行為により利益相反が生じ、本社債の価値に影響を及ぼすことがある。

9. 市場混乱事由、調整および本社債の繰上償還

本社債の要項においてその旨記載される場合、計算代理人は、関連する時点で市場混乱事由が発生したこと、または存在していることを決定することがある。かかる決定は、本社債の価値に影響を及ぼす対象指数に関する価格評価の遅延および／または本社債に関連する決済の遅延を招くことがある。

さらに、本社債の要項にその旨記載される場合、計算代理人は、対象指数またはその発行者またはそのスポンサー（場合による。）の後継者の決定を含む（ただしこれらに限られない。）、対象

指数について関連する調整または事由を反映させるために、本社債の要項の調整を行うことができる。さらに、一定の状況下において、発行会社はかかる事由の発生後に、本社債を繰上償還することができる場合がある。この場合、発行会社は、それぞれの本社債に関して本社債の要項の規定に従い決定される金額（もしあれば）を支払うものとする。

購入予定者は、かかる条項が本社債に適用があるか否か、およびどのように適用されるか、ならびに何が事由および関連する調整事由を構成するかを確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

10. 行使後の時間差

本社債が現金支払により決済され、当該本社債が行使された場合、行使が発生する時点と当該行使に関連する適用ある現金額が決定される時点の間にずれが生じることがある。行使時と現金額決定時の間の遅れについては、本社債の要項に定められる。ただし、かかる現金決済の本社債の行使における遅れが、以下に記載される日々の行使上限、または以下に記載される関連する時点で事由が発生したとの計算代理人による決定により生じる場合は特に、かかる遅れが大幅に長くなる可能性がある。適用ある現金額は、かかる遅れがなかった場合と比べて増加または減少する可能性がある。

購入予定者は、かかる条項が本社債に適用があるか否か、およびどのように適用されるかについて確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

11. 行使通知または引渡通知および証明書

本社債に行使通知の交付に関する規定が適用され、かつ、当該通知が本社債の要項に定める締切時間の後に関係する主たる代理人により受領され、写しが決済代理人に送付される場合、当該通知は、翌営業日まで適式に交付されたとはみなされない。かかるみなし遅延は、現金決済の本社債の場合に、かかるみなし交付がなかった場合と比べて決済時に支払われる現金額を増加または減少させることがある。一日においてのみまたは行使期間においてのみ行使可能な本社債の場合、行使通知は、本社債の要項に定める締切時間までに交付されない場合、無効となるものとする。

本社債の条件により要求される証明書が交付されない場合、損失が生じ、または本社債に基づき交付された場合に支払われる金額または引渡しを受領できなくなる可能性がある。購入予定者は、かかる条項が本社債に適用があるか否か、およびどのように適用されるかについて確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

本社債の要項に従って行使されない本社債は満期日に無価値となる。購入予定者は、本社債に自動的行使が適用されるか、および行使通知がいつどのように有効に交付されるかについて確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

12. 課税

本社債の購入および販売予定者は、本社債が譲渡される国の適用法令に従い印紙税またはその他の文書に関する課税の支払を要求されることがあることに留意すべきである。本社債の保有者は後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(8)課税上の取扱い」の規定に従い、本書に記載される公租公課および／または費用の支払が、本社債に関連する支払および／または引渡しのための前提条件となることがある。

購入予定者は、課税関係について疑義を有する場合、独立した自らの税務顧問に相談すべきである。さらに、購入予定者は、関連する税務当局の税制およびその適用が随時変更されることに留意すべきである。したがって、いずれかの時点において適用される課税上の取扱いを正確に予測することは不可能である。

13. 特別の事情、違法性および不可抗力による繰上償還

発行会社が、発行会社の制御できない理由によって、(i) 本社債に基づく義務の全部もしくは一部を履行することが何らかの理由により違法もしくは実行不能であると判断した場合、または(ii) 発行会社が本社債にかかるヘッジのための取引を維持することが何らかの理由により適法もしくは実行可能ではなくなったと判断した場合、発行会社はその裁量により、本社債を繰上償還することができる（ただし、かかる義務を負うものではない。）。発行会社が本社債を繰上償還した場合、発行会社は、適用ある法令で許容される場合およびその限りにおいて、各本社債の保有者に対して、かかる違法または実行不能な状況にかかわらず本社債の適正な市場価値であると計算代理人が判断する金額から、関連するヘッジのための取引の終了にかかる発行会社のコストを差し引いた金額を支払う。

14. 再募集価格

発行会社は、発行会社が決定する種々の金融機関およびその他の仲介業者（総称して「販売代理人」という。）と販売契約を締結することがある。販売代理人は、一定の条件の充足を前提条件として、発行価格に相当するかこれを下回る価格で本社債の買取引受を行うことに同意する。販売代理人は、本社債の発行に関連して一定の費用を負担することに同意している。すべての発行済の本社債に関し、発行会社が決定する料率にて、償還日まで（同日を含む。）の間、販売代理人に対して定期的な手数料が支払われることがある。かかる料率は随時変更される。販売代理人は、本社債目論見書に記載され、また関連する販売契約および目論見書の最終条件に記載される追加の販売制限によって修正および追補が行われる、本社債の販売制限を遵守することに同意する。

発行会社は、発行会社が合理的な裁量において決定する、株式市場のボラティリティ（変動率）の増大および為替レートのボラティリティの増大を含む（ただしこれらに限られない。）市場条件の悪化が生じた場合、募集期間満了より前に本社債の募集を終了する権利を有する。

15. 支払不能

発行会社に関して倒産手続が開始される場合、本社債権者への返済が限定され、回収が大幅に遅れる可能性がある。

<売出社債に関するその他の条件等>

売出社債に関する要約

本社債の利率は、額面金額に対し年3.50パーセントであり、各利払日（以下に定義される。）に利息が支払われる。

本社債は、各早期償還評価日における日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、各早期償還評価日に対応する早期償還日において、自動的に額面金額で早期償還される（早期償還のイメージ図については、本書別紙「(1)早期償還のイメージ」を参照のこと。）。

早期償還の場合、本社債権者は早期償還日に額面金額とともに当該早期償還日に支払われるべき利息を受取ることになる。

なお、かかる早期償還は、早期償還評価日より前にノックイン事由（以下に定義される。）が発生したか否かにかかわらず額面金額で償還される。

早期償還されない場合、本社債権者は、償還期日に満期償還金額とともに最終利息を受取ることになる。

観察期間中のいずれの取引所営業日においても、ノックイン事由が発生しなかったと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還される。観察期間中のいずれかの取引所営業日において、ノックイン事由が発生したと計算代理人が決定した場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定

された金額(1円未満を四捨五入する。)で償還される。ただし、かかる満期償還金額は、0円以上額面金額以下の金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

最終日経平均株価と当初日経平均株価が等しい場合、満期償還金額は本社債の額面金額となる。最終日経平均株価が当初日経平均株価を下回った場合、満期償還金額は本社債の額面金額を下回る(満期償還金額のイメージ図については、本書別紙「(2) 満期償還金額のイメージ」を参照のこと。)

利率および償還に関する想定ケースを本書別紙「(3) 利率・償還イメージ ケース①」から「(8) 利率・償還イメージ ケース⑥」までに記載しているので、あわせて参照のこと。

社債の要項の概要

(1) 利息

(a) 本社債には、2012年7月26日(以下「利息開始日」という。)から年率3.50パーセントの割合で利息を付し(ただし、償還期日(以下に定義する。)を除く。)、2012年10月25日(同日を含む。)から2014年7月25日(同日を含む。)までの毎暦年の1月25日、4月25日、7月25日および10月25日(以下、それぞれを「利払日」といい、2014年7月25日を「償還期日」という。)に円貨により支払う。ただし、利払日が営業日(後記「(2) 償還および買入れ」に定義される。)でない場合には、翌営業日(かかる営業日が翌月に属する場合には利払日の直前の営業日)を利払日および償還期日とする。なお、いかなる場合にも利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

各利払日に各本社債について支払われる利息の額は、当該利払日(同日を含まない。)に終了する期間の利息金額とする。

「利息金額」とは、利息開始日(同日を含む。)から償還期日(同日を含まない。)までの期間に関して、本社債1口当たり4,326円が2012年10月25日の利払日において支払われるものとし、その後は本社債1口当たり4,375円が、各利払日において支払われるものとする。

(b) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。ただし、1円未満は四捨五入する。

(c) 利息は後記「(3) 支払」に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日(早期に償還される日を含む。)に停止する。ただし、償還を行うべき金額の支払が不当に留保または拒否された場合または支払に関して他に債務不履行がある場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、当該金額の支払期日から当該金額が支払われ、または当該金額が交付された日まで引き続き発生する。

(d) 「代理人」とは、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下、かかる立場の同社を「主たる代理人」という。)およびフランクフルト・アム・マイン所在の本店を通じて行為するドイツ銀行をいう。発行会社は、いつでも代理人を交替し、代理人の任命を終了し、追加の代理人を任命する権限を有する。ただし、主たる代理人の任命の終了は、後任の主たる代理人が任命されるまで効力を生じないものとし、本社債がいずれかの法域において金融商品取引所に上場され、または募集された場合、その限りにおいて、各当該法域における各当該金融商品取引所および金融規制当局の規則により要求される場合、各国に特定の事務所を有する代理人が存在するものとする。代理人の任命、任命の終了または特定された事務所の変更の通知は、後記「(10) 通知の方法」に従い、本社債権者に送付されるものとする。各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、かつ本社債権者に対していかなる責任もしくは義務を引き受けるものではなく、または

本社債権者のために、いかなる代理関係もしくは信託関係を有するものではない。代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、（明白な誤りの場合を除き）最終的、終局的なものであり、かつすべての本社債権者に対して拘束力を有するものである。

(e) 計算代理人

発行会社は、いつでも他の組織を計算代理人（以下「計算代理人」との表記には後任の計算代理人を含むものとする。）として任命する権限を有する。ただし、現存する計算代理人の任命の終了は、後任の計算代理人が任命されるまで効力を生じないものとする。計算代理人の当該任命の終了または任命は、後記「(10) 通知の方法」に従い、本社債権者に送付されるものとする。

計算代理人（発行会社である場合を除く。）は、発行会社の代理人としてのみ行為し、かつ本社債権者に対していかなる責任もしくは義務を引き受けるものではなく、または本社債権者のために、いかなる代理関係もしくは信託関係を有するものではない。計算代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、（明白な誤りがある場合を除き）最終的、終局的なものであり、かつすべての本社債権者に対して拘束力を有するものである。

計算代理人は、発行会社の同意を得て、そのいずれかの義務および役割を、計算代理人が適切と認める第三者に委任することができる。

(f) 発行会社による決定

本社債の要項に基づき発行会社によって行われた一切の決定は、（明白な誤りがある場合を除き）最終的、終局的なものであり、かつすべての本社債権者に対して拘束力を有するものである。

(2) 償還および買入れ

(a) 日経平均株価の水準による早期償還

2012年10月25日に該当する利払日に関連する早期償還評価日（同日を含む。）から償還期日に該当する利払日に関連する最終評価日（同日を含まない。）までの期間中のいずれかの早期償還評価日において、計算代理人によって算定されるところにより、日経平均株価の終値が早期償還判定水準と等しいかまたはそれを上回った場合（以下「早期償還事由」という。）、本書に記載の条件により、これよりも早期に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社によってかかる早期償還事由の発生した早期償還評価日の直後の利払日（以下「早期償還日」という。）において、額面金額の100パーセントに相当する決済通貨（日本円をいう。）による金額の支払により、早期償還される^(注)。

本「(a) 日経平均株価の水準による早期償還」が適用される場合、発行会社は、後記「(10) 通知の方法」に従い、関連する早期償還日の2取引所営業日前までに、本社債権者に対して通知する。

（注）かかる早期償還は、早期償還評価日より前にノックイン事由が発生したか否かにかかわらず額面金額で償還される。

「早期償還評価日」とは、ある利払日（償還期日を除く。）に関して、当該利払日の5取引所営業日前の日をいう。

「計算代理人」とは、前記「(1) 利息、(e) 計算代理人」の規定に従い、発行会社をいう。

「早期償還判定水準」とは、計算代理人によって算定されるところにより、当初日経平均株価の105パーセントに相当する金額（小数点第3位以下四捨五入）をいう。

「当初日経平均株価」とは、計算代理人によって算定されるところにより、条件設定日における日経平均株価の終値をいう。

（注）売出人は、当初日経平均株価の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資者に対して、当初日経平均株価、早期償還判定水準およびノックイン判定水準を通知する。

「条件設定日」とは、2012年7月26日をいう。

「日経平均株価の終値」とは、いずれかの取引所営業日において、当該日における日経平均株価（日経225指数）の公式の終値をいう。ただし、計算代理人の判断において、取引所営業日において市場混乱事由が発生した場合、誠実に行為する計算代理人は、市況の実勢、日経平均株価に含まれる各構成銘柄について最後に報告、公表または取引された価格および計算代理人が関連があるとみなす他の要素を考慮して、かかる取引所営業日現在の日経平均株価の水準を算定することにより、かかる取引所営業日に係る日経平均株価の終値を算定するものとする。

「スポンサー」とは、日経平均株価に関する知的財産権を保有する株式会社日本経済新聞社、および同社の委託を受けて日経平均株価の算出、流布などの実務を運営する株式会社日本経済新聞デジタルメディアをいい、またスポンサーには、後記「(c) 調整事由」の規定に基づく承継のスポンサーを含むものとする。

「取引所」とは、株式会社東京証券取引所、または計算代理人によって決定されることにより、当該取引所の後継となる取引所をいう。

「関係取引所」とは、株式会社大阪証券取引所、または計算代理人によって決定されることにより、当該取引所の後継となる取引所をいう。

「取引所営業日」とは、取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が通常の平日の取引終了時刻よりも早く終了する予定の日を含み、取引所および関係取引所における取引日である日（または、市場混乱事由が発生しなければ取引日であった日）をいう。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が決済を行い、かつ、通常の業務（外国為替および外貨預金を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(b) 満期償還

本書に記載の条件により早期に償還または買入消却されない限り、かつ以下の規定に従い、各本社債は、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還金額」という。）で償還される。償還期日は、「変更後翌営業日の取決め」に従い、調整の対象となることがある。ただし、償還期日についての当該調整の場合であっても、満期償還金額に対する調整は行われない。「変更後翌営業日の取決め」とは、償還期日またはある利払日（場合による）に関連して、当該日が営業日ではない日の場合、当該日が営業日である翌日まで繰延べられるが、これにより翌暦月になる場合はこの限りではなく、その場合には、かかる日が直前の営業日まで繰り上げられることをいう。

満期償還金額は、各本社債に関して、計算代理人によって算定される決済通貨（日本円をいう。）による以下に相当する金額である。

(i) 観察期間中のいずれの取引所営業日においても、日経平均株価の終値がノックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回ることがなかった場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

(ii) 観察期間中のいずれかの取引所営業日において、日経平均株価の終値がノックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回った場合（以下「ノックイン事由」という。）には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額（1円未満を四捨五入する。）で償還されるものとする。ただし、かかる満期償還金額は、0円以上額面金額以下の金額とし、1円未満を四捨五入する。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

「ノックイン判定水準」とは、当初日経平均株価の65パーセントに相当する金額（小数第3位を四捨五入）をいう。

「最終日経平均株価」とは、償還期日の5取引所営業日前の日（以下「最終評価日」という。）における日経平均株価の終値をいう。

「観察期間」とは、2012年7月26日（同日を含む。）から最終評価日（同日を含む。）までの期間をいう。

「市場混乱事由」とは、(i)取引所全体において、もしくは日経平均株価に関するオプション契約もしくは先物契約が取引されている関係取引所においては日経平均株価に関するオプション契約もしくは先物契約について、もしくは日経平均株価構成銘柄が上場されている金融商品取引所においては日経平均株価構成銘柄について、取引所営業日の取引終了時までの30分間において、当該取引所の1日の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、取引が停止されもしくは取引に制限が課される状態が発生したまたは存在する場合、または(ii)取引所もしくは関係取引所が所在する国において銀行の営業に関して一般的な一時停止が宣言された場合で、当該停止、制限、もしくは一時停止が計算代理人の判断により重大とされる場合をいう。

かかる定義上、取引時間および取引時間の制限が、関係する取引所の通常の営業時間の公表された変更を原因とする場合には、当該制限は、市場混乱事由を構成しないものとする。ただし、当該日中において課された取引の制限が、当該制限がなければ関係する取引所に許容される水準を超えていたことを理由とすると計算代理人が判断した場合には、市場混乱事由を構成することがある。

(c) 調整事由

(i) 日経平均株価の概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。

日経平均株価は、選択された日本株式構成銘柄の価格の推移を示すために、株式会社日本経済新聞社が独自に開発した手法によって算出した株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており（今後も原則として225銘柄となる。）、広範な日本の業種を反映している。225種の全銘柄は、東京証券取引所市場第一部に上場されているものである。当該225種の銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている株式の中から選択されている。日経平均株価に基づく先物およびオプションについては、シンガポール国際金融取引所、大阪証券取引所およびシカゴ・マーカンタイル取引所において取引されている。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は構成銘柄の時価総額ではなく1株当たりの株価に基づいている。）、その計算方法は、①各構成銘柄の1株当たりの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数（以下「加重関数」という。）で乗じ、②その積を合計し、③その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2012年6月29日現在24.966となり、以下のとおり調整される。各加重関数は、50円を構成銘柄の額面で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が額面を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、構成銘柄の主要な市場（現在のところ東京証券取引所）において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中毎分計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば増資、減資、株式分割、株主に対する資産の分配などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、株式会社日本経済新聞社の設定する「日経平均株価 構成銘柄選定基準」中の定期見直し基準に従い、毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、「日経平均株価 構成銘柄選定基準」中の臨時入れ替え基準に従いこれを入れ替えることがある。

例えば、次の事由により東京証券取引所市場第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

①倒産の場合、②被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止の場合、③債務超過などその他の理由による上場廃止または監理ポスト入り、④東京証券取引所市場第二部への指定替えの場合。

監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。

構成銘柄からある株式を除外した場合には、株式会社日本経済新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とするが、採用銘柄が株式移転または非上場会社を親会社とした株式交換などを実施することにより上場廃止した後、株式移転により設立される完全親会社または株式交換により完全親会社となる非上場会社など事業を継承すると認められる会社が短期間のうちに新規上場し、その銘柄を補充銘柄として採用する場合等、やむをえない場合は該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更し、指数としての継続性を維持する。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属する。株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価の計算および公表を継続する義務を負っていない。本社債は、いかなる方法によっても上記両社により後援、推奨、販売または企画されたものではない。本書の記載により、上記両社は、発行会社、本社債権者その他の公衆に対して、日経平均株価、および／または特定の日時において当該日経平均株価が示す数値の使用から帰結される結果その他につき、明示または黙示を問わずいかなる保証および表明も行っていない。上記両社は、日経平均株価における誤りにつきいかなる者に対しても(過失その他を問わず)責任を負わないものとし、またいかなる者に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。上記両社は、日経平均株価の決定、構成または計算に際し発行会社または本社債権者のニーズを考慮する義務を負っていない。また上記両社は、本社債の発行時期、価格や数量の決定や、本社債が現金決済される算式の決定や計算について責任を負わず、これらに関与していない。上記両社は本社債の管理、販売または取引について何ら責任を負わない。

(ii) 日経平均株価の調整

日経平均株価が、①スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人(以下「スポンサー承継人」という。)により計算され公表される場合、または②計算代理人の決定により、かかる日経平均株価の計算に使用されるのと同じまたは実質的に同一の計算式または計算方式を使用した日経平均株価を承継する指数(以下「承継日経平均株価」という。)に置き替えられた場合、当該スポンサー承継人により計算され公表された日経平均株価、または(場合により)当該承継日経平均株価が日経平均株価とみなされる。

観察期間中にスポンサー、または(場合により)スポンサー承継人が、①かかる日経平均株価の計算式もしくは計算方式に重大な変更を行った場合、または他の方法でかかる日経平均株価を著しく修正した場合(構成する株式および資本の変化ならびに他の日常的な事由についてかかる日経平均株価を調整するために当該計算式もしくは計算方式に規定されている修正を除

く。)、または②日経平均株価の計算および公表を怠った場合、計算代理人は、かかる公表された日経平均株価の水準に代えて、かかる変更または不履行の直前に有効であった日経平均株価を計算するための計算式または計算方式に従い、日経平均株価を計算するものとする。ただし、かかる変更または不履行の直前に当該日経平均株価を構成していた株式銘柄(関係する取引所での上場が廃止された株式銘柄は除く。)のみを使用するものとする。

計算代理人は、書面による請求を受領した後、実務上可能な限り速やかに、当該請求の受領日以前に行われた決定を、後記「(10) 通知の方法」に従って、本社債権者に助言するものとする。計算代理人は、本社債権者に当該決定の写しを閲覧させるものとする。

(iii) 日経平均株価の訂正

ある特定の日に公表され、当初日経平均株価、満期償還金額、利率または早期償還事由の発生を決定するために計算代理人が使用する日経平均株価が同日中に訂正され、かかる訂正がスポンサーにより公表された場合、訂正された当該日経平均株価を計算代理人が使用する日経平均株価とする。

(iv) 一般的免責

本書に記載された日経平均株価に関するすべての情報は、その構成および計算方法を含めてスポンサーにより公表された入手可能な公開情報およびその他公式な情報源に基づくものであり、発行会社はかかる情報について独自に証明を行っていない。発行会社は、スポンサーによる日経平均株価の計算および公表における誤りまたは欠落について、責任を負うものではない。発行会社、計算代理人または代理人のいずれも、日経平均株価または代替する指数を計算し、維持しまたは公表する責任を負うものではない。

(v) スポンサーの免責

日経平均株価および日経225に関連する知的財産権は、株式会社日本経済新聞社に帰属し、「日経」、「日経平均株価」および「日経225」は、株式会社日本経済新聞社がその権利を保有するサービス・マークである。株式会社日本経済新聞社はまた、日経平均株価に関する著作権を含むすべての権利を有している。

本社債は、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアのいずれによっても後援され、推奨され、または促進されるものではなく、また、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、明示的または黙示的であるかを問わず、日経平均株価の使用により取得される結果または日経平均株価が特定の日に依拠する数値その他につき保証または表明を行わない。日経平均株価の算出および流布の実務は、株式会社日本経済新聞社の委託を受けて株式会社日本経済新聞デジタルメディアが運営しているものであるが、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価の誤りについて、いかなる者に対しても責任を負うものではなく、また、当該誤りにつき本社債の購入者または売主を含むいかなる者にも通知を行う義務を負うものではない。

さらに、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正または変更につき保証するものではなく、また、日経平均株価の計算、公表および普及を継続する義務を負うものではない。

(vi) 市場混乱事由による調整

計算代理人の判断において、取引所営業日において市場混乱事由が発生した場合、誠実に行う計算代理人は、市況の実勢、日経平均株価に含まれる各構成銘柄について最後に報告、公表または取引された価格および計算代理人が関連があるとみなす他の要素を考慮して、かかる取引所営業日現在の日経平均株価の水準を算定することにより、かかる取引所営業日に係る日経平均株価の終値を算定するものとする。

(d) 特別の事情、違法性および不可抗力による繰上償還

発行会社が、発行会社の制御できない理由によって、(i) 本社債に関する義務の全部もしくは一部を履行することが違法もしくは実行不能であると判断した場合、または(ii) 発行会社が本社債にかかるヘッジのための取引を維持することが適法または実行可能ではなくなったと判断した場合、発行会社は、発行会社の裁量により、本社債権者に対して後記「(10) 通知の方法」に従った通知をすることによって、本社債を繰上償還することができる(ただし、かかる義務を負うものではない。)。

本書「第2 売出要項 2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>」に記載の本社債に関する条件(以下「本社債の要項」という。)に効力を有しない条項がある場合、他の条項の効力には一切影響はないものとする。

発行会社が本社債を繰上償還した場合、発行会社は、適用ある法令で許容される限りにおいて、各本社債権者に対して、かかる違法または実行不能な状況において本社債が有する適正な市場価値から、関連するヘッジのための取引の終了にかかる発行会社のコストを差し引いた金額を各本社債について支払う。上記の金額は、計算代理人がその単独のかつ絶対的な裁量によって決定する。

本社債権者に対する支払の方法は、後記「(10) 通知の方法」に従って通知される。

(e) 本社債の買入れ

発行会社は、いつでもその選択により、公開市場で、または公開買付けもしくは相対取引の方法で、本社債を買入れることができる(ただし、かかる義務を負うものではない。)。発行会社は、買入れた本社債を保有、転売または消却することができる。

(f) 発行会社の交替、事務所の変更

発行会社、または発行会社と交替した会社は、いつでも、以下の条件に従う限りにおいて、本社債権者の同意を得ずに、本社債に基づく債務の主債務者たる地位を発行会社の子会社または関連会社(以下「代替会社」という。)と交替することができる。

(i) 本社債に関する代替会社の債務が、ドイツ銀行によって保証されること(同社が代替会社である場合を除く。)。

(ii) 本社債が、代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するために必要となる行為、条件および事柄(必要となる同意の取得を含む。)が、実施、充足および実行され、かつ完全に効力を有していること。

(iii) 発行会社が、かかる交替の日の少なくとも30日前に後記「(10) 通知の方法」に従った通知を本社債権者に対して行うこと。

交替が発行会社についてなされた場合、本社債の要項における発行会社への言及は、以後代替会社についての言及と解釈されるものとする。

発行会社は、本社債権者に対して後記「(10) 通知の方法」に従った通知をなすことにより、本社債に関する業務を取り扱う事務所を、かかる通知で特定される日に変更する権利を有する。ただし、かかる通知がなされるまでは、一切変更がなされてはならない。

(3) 支払

(a) 支払の方法

以下に定めるところに従い、本社債に関する本社債権者への全ての支払は、本社債権者に対して分配を行うため、発行会社のため、代理人が決済機関に対する送金を行うことにより行われる。決済機関に対する支払は、当該決済機関の規則に従って行われる。

発行会社は、決済機関またはその指図先に対して支払を行うことにより、そのように支払われた金額に関して、支払義務を免責される。決済機関に本社債の一定数の保有者として登録されて

いる者は、発行会社に関連する決済機関またはその指図先に対して行った支払について、関連する決済機関に対してのみ、当該各支払に係るその者の持分に関して、分配を求める権利を有する。

本社債に関する全ての支払は、支払地において適用ある財務その他の法令および後記「(8) 課税上の取扱い」の規定に従うものとする。

決済機関の規則により、本社債権者への支払が決済通貨によって行うことができない場合には、当該支払は当該決済機関が証券保有者への支払に主に利用する通貨によって行われるものとし、決済通貨からの換算は、計算代理人が適切であると合理的に判断する情報源を参照して、計算代理人が算定する為替相場を用いて行うものとする。

(b) 呈示

本社債券に関する元金および利息の支払は上記(a)に規定する方法および大券に規定された方法により、いずれかの代理人の特定の事務所において、大券の呈示または引渡（場合による）と引き換えに行われる。大券の呈示または引渡と引き換えに行われた支払の記録は、各代理人が元本の支払と利息の支払を区分した上で大券上に行い、かかる記録は当該支払がなされたか否かについての一応の証拠となるものとする。

本社債券の保有者が元金および／または利息の支払を受ける権原を持つ唯一の者とし、発行会社は、本社債券の保有者に対してなした支払について免責される。決済機関に本社債の一定額の保有者として登録されている者は、発行会社が本社債券の保有者またはその指図先に対して行った支払について、関連する決済機関に対してのみ、当該各支払に係るその者の持分に関して、分配を求める権利を有する。

(c) 支払営業日

本社債に関する期日の到来した金額に係る支払の日が支払営業日でない場合、本社債権者は、関連する支払場所における翌支払営業日まで支払を受領できないものとし、当該遅延に関する追加の利息またはその他の支払を受領する権利を有さないものとする。

「支払営業日」とは、関連する呈示場所、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ一般の業務（外国為替および外貨預金を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）、かつ各決済機関が営業を行っている日をいう。

「決済機関」とは、B1210 ブリュッセル、1 ブールバード・デュ・ロワ・アルバート11に所在するユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ブイ（Euroclear Bank S.A/N.V.）（以下「ユーロクリア」という。）、L-1855ルクセンブルグ、JFケネディ通り42に所在するクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（Clearstream Banking, société anonyme）、および発行会社によって随時承認され、かつ後記「(10) 通知の方法」に従い本社債権者に対して通知される追加または代替の決済機関または決済システムをいう（以下、個別にまたは総称して「決済機関」といい、かかる用語は、決済機関に代わって大券を保有する保管機関を含むものとする。）。

(4) パリ・パス条項

本社債は発行会社の非劣後的かつ無担保の契約上の債務であり、相互に同順位であり、かつ、本社債が発行される日現在において、発行会社の他のすべての現在および将来の無担保かつ非劣後的債務（契約に基づくもの）と同順位である。ただし、法令上の優先的債務およびその他法令により優先される債務を除く。

(5) 期限の利益喪失事由

各本社債権者は、下記のいずれかの事由が発生し存続する場合、保有する本社債につきただちに満期償還金額に未払利息(もしあれば)を付して償還することを、発行会社に通常の営業時間内における通知により請求することができる。

- (i) 支払義務の不履行：発行会社が本社債に関する支払を支払期日から30日以内に行わないとき。
- (ii) 他の義務の不履行：発行会社が本社債に基づく他の義務を履行せず、かつかかる不履行が、発行会社が発行済本社債の額面総額の10分の1以上を有する本社債権者から通知を受領してから60日間を超えて継続したとき。
- (iii) 支払停止：発行会社が、一般的に支払を停止したとき。
- (iv) 倒産等：発行会社の設立地を管轄する裁判所が破産または破産もしくは類似手続の回避のための和議手続を発行会社の資産に対して開始し、または発行会社が発行会社の資産に関し当該手続の開始を申請したとき。

(6) 社債権者集会に関する事項

本社債に関する2012年7月4日付募集目論見書(Offering Circular)には、特別決議により本社債の要項の規定を修正することを含む本社債に関する事項を検討するため社債権者集会を招集する規定が存在する。社債権者集会の特別決議により承認された場合、本社債の要項の修正を行うことが可能となる。発行会社は社債権者集会を招集することができ、また、発行済本社債の額面総額の10分の1を下回らない本社債を保有する本社債権者の書面による請求がある場合、発行会社は社債権者集会を招集する。特別決議を行う社債権者集会の定足数は、発行済本社債の額面総額の過半数以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者(本社債についての投票用紙の保有者、および投票指示書において指名された代理人)の出席、または延期された社債権者集会では、保有数に関わりなく、2人以上の適格者の出席とする。ただし、本社債の要項の特定部分の変更については、発行済本社債の額面総額の4分の3以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者の出席、または延期された社債権者集会では、発行済本社債の額面総額の4分の1以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者の出席する社債権者集会における特別決議をもってなしうるものとする。かかる社債権者集会で可決されたいかなる特別決議も、出席の有無にかかわらず、すべての本社債権者を拘束する。「特定部分の変更」とは、本社債に関する元本もしくは利息の定められた支払日の変更、本社債に関するいずれかの日に支払われる元本もしくは利息の減額もしくは支払の中止、本社債に関する利息もしくは支払金額の計算方法もしくは当該支払日の変更、本社債における支払通貨の変更、社債権者集会の特別決議の可決に必要な要件の変更、特別決議にかかる提案がなされる社債権者集会の延期に関する規定の変更、または本社債の要項の特定部分の変更の取扱いに関する条項の変更をいう。

(7) 本社債の要項の変更

発行会社は、以下に定める場合、適用される法律によって許容される範囲において、本社債の要項の企図された商業的な目的を維持または保護するために、発行会社が合理的に必要と認識する方法によって、本社債権者の同意を得ずに、本社債の要項を変更することができる。変更が(i)本社債権者の利益に重大な悪影響を及ぼすものではない場合、(ii)形式的、些末的もしくは技術的なものである場合、(iii)明白な誤りを訂正するものである場合または(iv)本社債の要項に含まれる不完全な条項を治癒、訂正、もしくは補充することを意図する場合。

かかる変更に関する通知は、後記「(10)通知の方法」に従って本社債権者に対して行われ、通知の不達または不受領は、かかる変更の効力に何ら影響を及ぼさない。

(8) 課税上の取扱い

(a) 総論

本社債の買主および／または売主は、譲渡が行われる国の法律および実務慣行に従って、本社債の発行価額または購入価額（もし異なる場合）に加えて、印紙税およびその他の費用を支払わなければならない場合がある。

本社債に関わる取引（購入、譲渡、権利の行使もしくは不行使または償還を含む。）、本社債に関する利息の発生または受領、および本社債権者の死亡は、本社債権者および本社債の購入予定者にとって課税の要因となる場合がある。これらの事由は、とりわけ本社債権者および本社債の購入予定者の税務上の立場により、特に印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、営業税、キャピタルゲイン課税、源泉徴収税、連帯課徴金および相続税に関係する。

各本社債に関して、本社債権者は本社債の要項で定められるすべての社債権者費用を支払わなければならない。本社債に関するすべての支払、または（場合により）引渡しは、いかなる場合においても、適用あるすべての財政関連法令その他の法令（適用される限り、一切の公租公課のまたはこれを理由とする控除または源泉徴収を義務付ける法律を含む。）に従うものとする。関連する本社債権者が保有する本社債にかかる所有、譲渡、支払、および／または引渡しの結果としてまたは関連して課される、すべての公租公課、源泉徴収その他一切の支払について、発行会社は、責任またはその他支払義務を負わず、当該本社債権者が責任を負い、かつ／または支払うべきものとする。発行会社は、本社債権者に対する支払額、または場合によってなされる引渡しから、かかる公租公課、源泉徴収その他の支払を計上するため、または支払うために必要な金額または割合を、源泉徴収または控除することができる（ただし、かかる義務を負うものではない。）。各本社債権者は、当該保有者の本社債に関して、上記の公租公課、源泉徴収その他の支払について、発行会社が被るまたは発行会社に発生する損害、費用その他一切の責任を補償するものとする。

本社債の購入予定者は、本社債に関わる取引の税務上の帰結について、自らの税務顧問に相談することが望ましい。

(b) ルクセンブルグの税制

以下の要約はルクセンブルグで現在有効な法律に基づいているが、法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈されないものとする。したがって、本社債への投資予定者は、自らが服する可能性がある国、地域または外国の法律（ルクセンブルグの税法を含む。）の効果について自らの専門的アドバイザーに相談すべきである。

(I) 本社債の非居住保有者

本書の日付現在において有効なルクセンブルグの一般的な税法上、本社債の非居住保有者については、元金、プレミアムまたは利息の支払に源泉徴収税は課されず、本社債について発生済で未払の利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買戻し時に支払われるべきルクセンブルグの源泉徴収税も課されない。

ただし、2005年6月21日のルクセンブルグ法（以下「2005年6月法」という。）（かかる2005年6月法により、利息支払の形式による貯蓄収入に対する課税に関する2003年6月3日付の理事会通達2003/48/ECが実施され、ルクセンブルグおよびEU加盟国の特定の旧植民地および海外領土（以下「領土」という。）との間で調印した条約が批准された。）に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人により行われ、または帰属させられた、実質的所有者である個人もしくは居住事業体（2005年6月法により定義され、ルクセンブルグ以外のEU加盟国もしくは領土の居住者もしくはかかる地域で設立された者をいう。）に対してもしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払は、源泉徴収税の対象となる。ただし、関連する受領者が、関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の内容を自らの居住地もしくは設立地の国の

財務当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合、および、（実質的所有者の個人の場合には）関連する支払代理人に対して、自らの居住国の財務当局が発行した納税証明書を要求される形式にて提供している場合はこの限りでない。源泉徴収税が適用される場合、かかる税は、2008年7月1日からの3年間は20%の税率で課税され、その後は35%の税率で課税される。ルクセンブルグの支払代理人が税の源泉徴収についての責任を負う。2005年6月法に従い発生する本社債に基づく利息の支払は、現在のところ、20%の源泉徴収税の対象となる。

（Ⅱ）本社債の居住保有者

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法上、本社債のルクセンブルグ居住保有者については、元金、プレミアムまたは利息の支払に源泉徴収税は課されず、本社債について発生済で未払の利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債のルクセンブルグ居住保有者に保有される本社債の償還または買戻時に支払われるべきルクセンブルグの源泉徴収税も課されない。

ただし、2005年12月のルクセンブルグ法（以下「2005年12月法」という。）に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人により行われ、または帰属させられた、ルクセンブルグに居住する実質的所有者である個人に対して、もしくはその利益のために行われる利息または同様の収益の支払は、10%の源泉徴収税の対象となる。実質的所有者が自らの個人財産の運用の過程で行為している個人である場合、かかる源泉徴収税は、所得税から完全に控除される。ルクセンブルグの支払代理人が税の源泉徴収についての責任を負う。2005年12月法に従い発生する本社債に基づく利息の支払は、10%の源泉徴収税の対象となる。

(c) ドイツにおける印紙税および源泉徴収税

本項は、印紙税および源泉徴収税に関する一般的な説明のみを意図するものであり、本書の日付時点の制定法およびドイツの税務当局の慣行に基づくものである。以下の説明はドイツにおける税務のうち、本社債に適用されうる特定の側面を要約したものであって、本社債の購入、所有、譲渡または償還の判断に関連しうるすべての税務事項を包括的に記載したものではない。特に、本項における一般的な要約は、特定の買主が該当しうる特定の事実関係または状況を考慮していない。本社債の購入予定者は、本社債の購入、所有、譲渡、権利の行使もしくは不行使または償還についての税務上の立場について疑問を持った場合には、それぞれの状況に応じ、自らの税務顧問に相談をすべきである。

本社債の発行、作成、および交付の場所にかかわらず、本社債の購入または販売について、ドイツの印紙税、付加価値税、または類似の税金もしくは費用は課されない。

本社債権者に対する利息の支払(もしあれば)が、事務所がドイツにある代理人によって行われる場合、ドイツにあるその他の金融機関によって行われる場合、または発行会社によってドイツから行われる場合には、源泉徴収税が課されうる。

(d) 英国における印紙税および源泉徴収税

本項は、一般的な説明のみを意図するものであり、現時点の制定法および英国国内歳入実務に基づくものである。以下の説明は英国における税務のうち、本社債に適用されうる特定の側面を要約したものであって、本社債の購入、所有、譲渡または償還の判断に関連しうる全ての税務事項を包括的に記載したものではない。特に、本項における一般的な要約は、特定の買主が該当しうる特定の事実関係または状況を考慮していない。本社債の購入予定者は、本社債の購入、所有、譲渡、権利の行使もしくは不行使または償還についての税務上の立場について疑問を持った場合には、それぞれの場合に依り、自らの税務顧問に相談をすべきである。

本社債券は、支払の対価または本社債の価格に対して、英国印紙税が発行時に課税される証書に該当しうることを、本社債の購入予定者は認識すべきである。しかしながら、本社債券は英国国外で作成および交付され、権利実現以外の目的で英国内に持ち込まれる予定はない。本社債券が英国国外で保有される限りにおいて、英国印紙税またはこれにともなう利息もしくは罰金を支払う必要はない。しかしながら、仮に本社債券が(例えば、権利実現の目的において)英国内に持ち込まれた場合には、本社債券について英国印紙税を支払う必要が生じうる(ただし、除外事由または免除事由に該当しうる)。さらに、英国国外で作成される本社債券がその後英国に持ち込まれ、印紙が貼られる場合、本社債券作成の日から30日以内に印紙が貼られない限り(この期間内に印紙が貼られた場合には利息は発生しない。)、本社債券作成の日から30日経過した日から印紙が貼られた日までの期間に対応する利息が、未払いの印紙税額について発生する。英国国外で本社債券が作成され、その後英国に持ち込まれて印紙が貼られる場合には、本社債券が英国に持ち込まれてから30日以内に印紙が貼られる限り、罰金は発生しない。本社債券に英国印紙税が課される場合、適法に印紙が貼られない限り、英国の裁判所における民事手続においては、(刑事手続と異なり、)本社債券に証拠能力は認められない。ただし、英国歳入関税庁が最近、現金で決済されるワラントについて、発行時に印紙税を課さない旨を示唆したことに留意されたい。本社債はワラントのいくつかの特徴を有している(何らかの金額が保有者に支払われる前の権利行使のための要件等)。ただし、本社債のその他の特徴はワラントと似ていない(発行会社の買戻権等)。歳入関税庁は、印紙税の目的において、本社債をワラントとして扱う準備をしている可能性があり、かかる場合には発行時に印紙の貼付の対象とはならない。

本社債の買主は、本社債の購入価格に加えて、購入した国の法律および実務慣行に従って、印紙税およびその他の公租公課を支払わなければならない場合がある。

本社債について支払われる利息、本社債の発行時割引、および／または本社債の償還もしくは権利の行使による手取金については、英国源泉徴収税は課されない。

(e) 日本国の租税

本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令(以下「現行法令」という。)上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、現行法令上本社債のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する追加的な取扱いを取り決めたり、あるいは日本の税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20%(15%の国税と5%の地方税)の源泉所得税を課される(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の税率となる。)。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利子は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定はないため疑義無しとはしないが、償還差益(不足する場合は、償還差損)として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われた場合は、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、現行法令上の最高税率は50%(40%の国税と10%の地方税)である(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは50.84%(40.84%の国税と10%の地方税)の最高税率となる。)。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。さらに、上記差益のうち、償還金額と額面金額の差額部分について利子所得とする見解もある(ただし、売出時に本社債を取得した投資者が償還期限まで保有する場合は償還差益は発生しない。)。償還差損については、日本国の居住者に帰属する場合、明文の規定はないが、課税所得の計算上考慮されないもの(家事上の損失)として取扱うのが相当であるという国税庁の職員の見解が示されている。また、償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、当該償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得から差し引かれる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は非課税になる。譲渡者が内国法人である場合は、当該所得は日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

(9) 準拠法

本社債については英国法を準拠法とし、同法に従って解釈される。いかなる者も、本社債のいかなる条項または条件を強制する権利を1999年契約(第三者の権利)法に基づいて保有することはない。しかし、このことは、同法とは関係なく存在するまたは行使可能であるいかなる者の権利または救済手段にも影響を及ぼすものではない。

(10) 通知の方法

決済機関からの本社債権者に対する通知のために決済機関に対して交付された通知は、本社債権者に対する通知として有効なものとする。ただし、本社債がいずれかの金融商品取引所に上場され、またはいずれかの法域で公募されている限りにおいて、本社債権者に対する全ての通知は、各金融商品取引所および各法域の規則および法令に従って公告されるものとする。

上記に従ってなされた通知は、決済機関に対して交付された場合には、当該決済機関(決済機関が複数の場合には全ての決済機関)宛てに交付されてから3日目に効力を生じる。公告がなされた場合には(交付したか否かにかかわらず)公告日に、複数回公告された場合には最初に公告された日に、もし複数の新聞において公告する必要がある場合には全ての新聞に最初に掲載された日に、それぞれ効力を生じる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第 1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2011年度）（自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日）
平成24年 6 月28日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

1 記載の有価証券報告書について有価証券報告書の訂正報告書を平成24年 6 月28日および平成24年 7 月 2 日に、いずれも関東財務局長に提出

第 2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第 1 参照書類 1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第 1 参照書類 7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本発行登録追補書類提出日（平成24年 7 月 4 日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。
- (2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本発行登録追補書類においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日（平成24年 7 月 4 日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日（平成24年 7 月 4 日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、満期償還金額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(日経平均株価の終値ベース)

(単位：円)

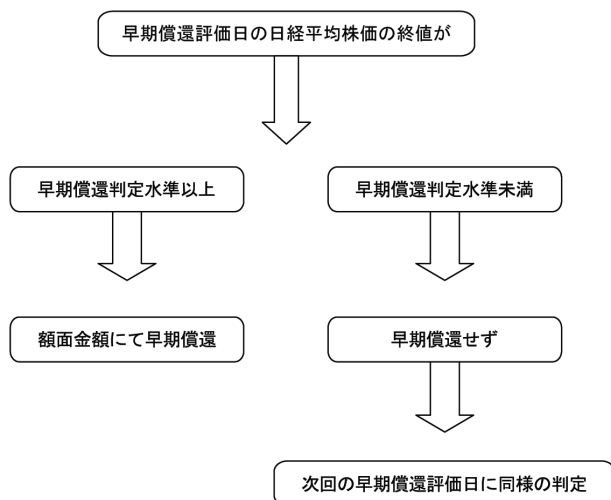
最近 5 年間の 年別最高・最低 値	年別	2007年		2008年		2009年		2010年		2011年			
	最高	18, 261. 98		14, 691. 41		10, 639. 71		11, 339. 30		10, 857. 53			
	最低	14, 837. 66		7, 162. 90		7, 054. 98		8, 824. 06		8, 160. 01			
最近 6 か月間の 月別最高・最低 値	月別	2012年 1 月		2012年 2 月		2012年 3 月		2012年 4 月		2012年 5 月		2012年 6 月	
	最高	8, 883. 69		9, 723. 24		10, 255. 15		10, 109. 87		9, 380. 25		9, 006. 78	
	最低	8, 378. 36		8, 809. 79		9, 576. 06		9, 458. 74		8, 542. 73		8, 295. 63	

出所：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

[別紙]

(1) 早期償還のイメージ



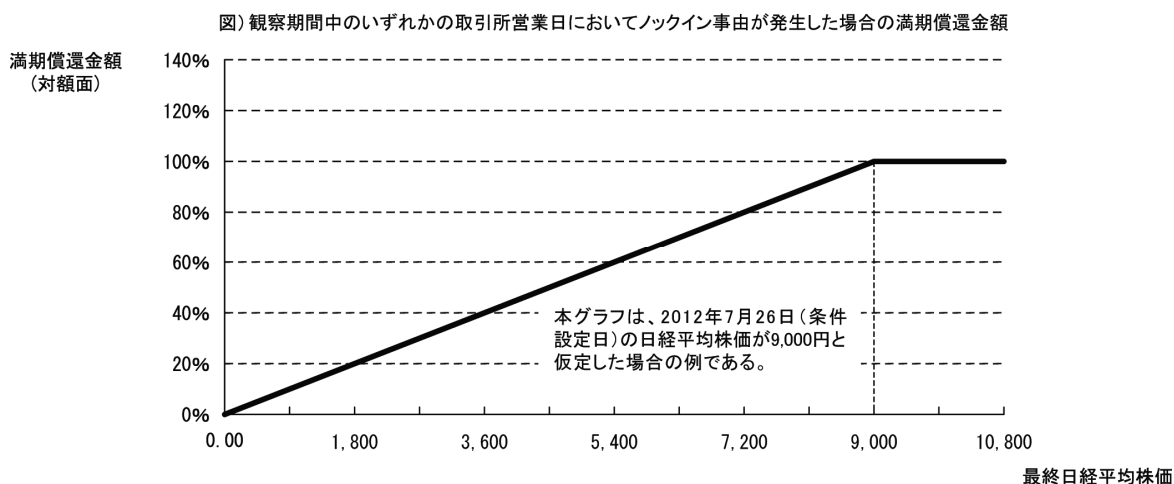
(2) 満期償還金額のイメージ

早期償還されなかった場合、償還期日に以下の方法で償還される。

- ① 観察期間中のいずれの取引所営業日においてもノックイン事由が発生しなかった場合
額面金額で償還
- ② 観察期間中のいずれかの取引所営業日においてノックイン事由が発生した場合

額面金額 $\times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$ で償還

ただし、かかる満期償還金額は0円以上額面金額以下とし、1円未満を四捨五入する。

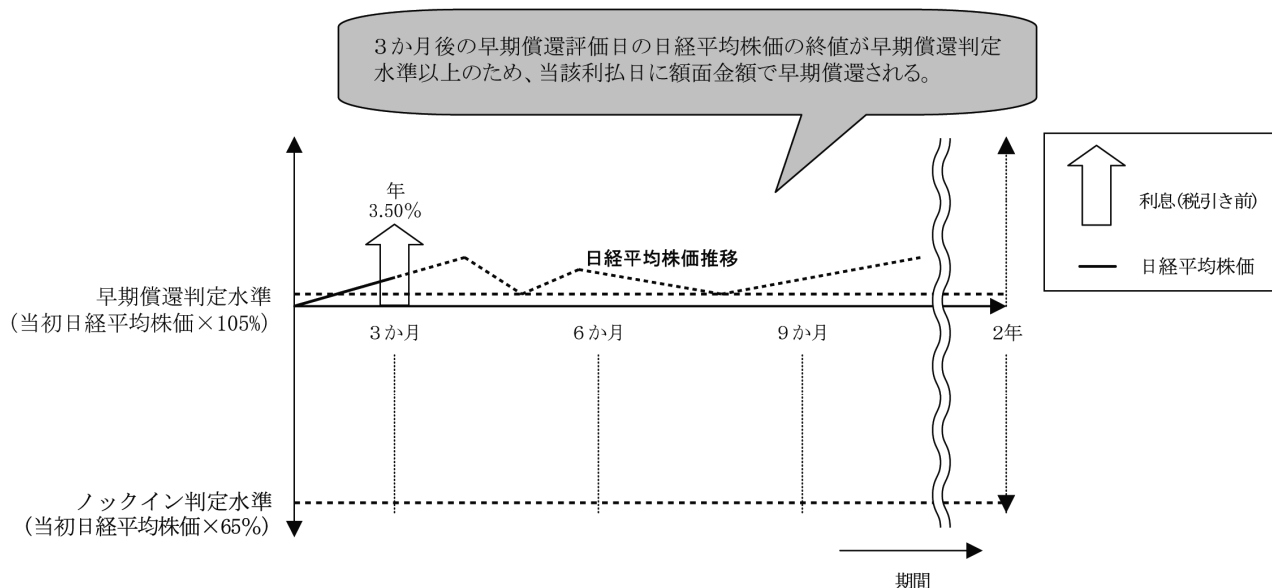


* 条件設定日および最終評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売
出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償
還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

(3) 利率・償還イメージ ケース①

<想定ケース>

受渡期日後 3 か月以内に日経平均株価(終値)が上昇し、3 か月後の早期償還評価日において早期償還判定水準(当初日経平均株価の105パーセント)以上の場合には、2012年10月の利払日に額面金額に対し年3.50パーセントの利息を受領し、3 か月後に額面金額で早期償還される。

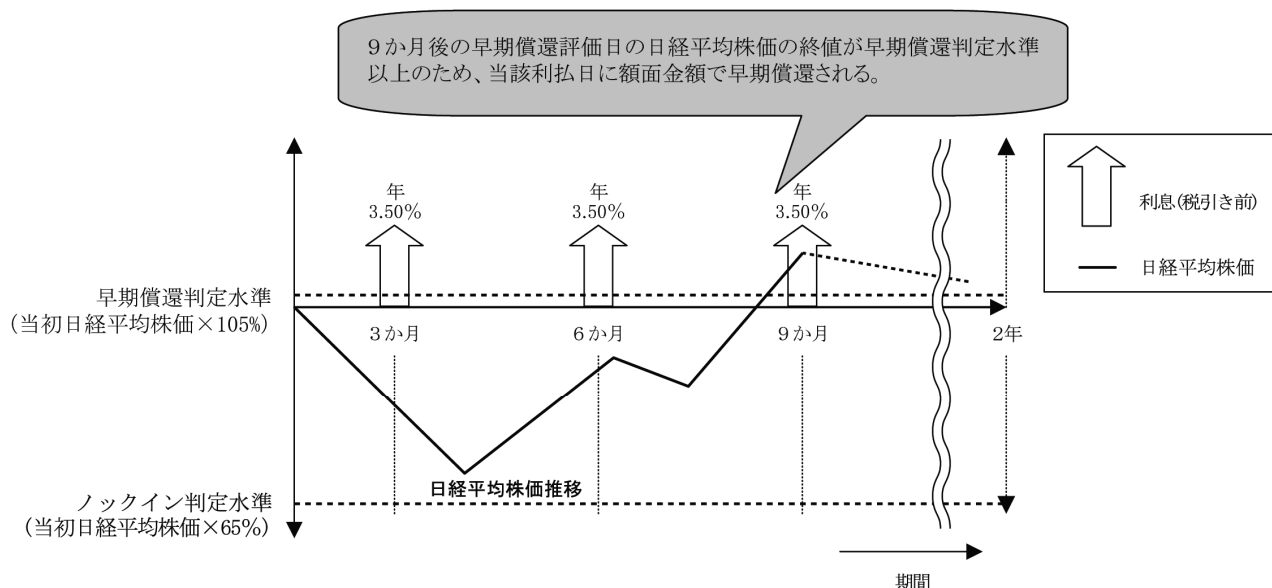


- * 早期償還評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3か月、6か月、9か月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

(4) 利率・償還イメージ ケース②

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価(終値)が下落し、9か月後に初めて早期償還評価日において早期償還判定水準(当初日経平均株価の105パーセント)以上となった場合は、2012年10月、2013年1月および2013年4月の各利払日に額面金額に対し年3.50パーセントの利息を受領し、9か月後に額面金額で早期償還される。

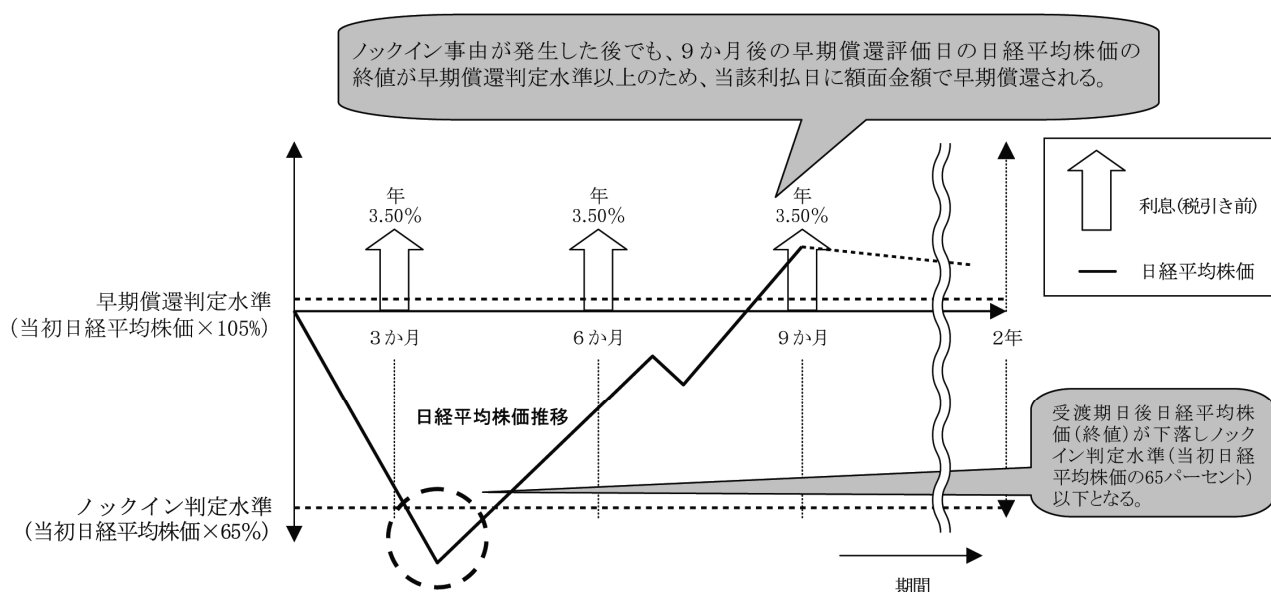


- * 早期償還評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3か月、6か月、9か月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

(5) 利率・償還イメージ ケース③

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価（終値）が下落し、ロックイン判定水準（当初日経平均株価の65パーセント）以下になるが、9か月後に初めて早期償還評価日において日経平均株価（終値）が早期償還判定水準（当初日経平均株価の105パーセント）以上となった場合は、2012年10月、2013年1月および2013年4月の各利払日に額面金額に対し年3.50パーセントの利息を受領し、9か月後に額面金額で早期償還される。

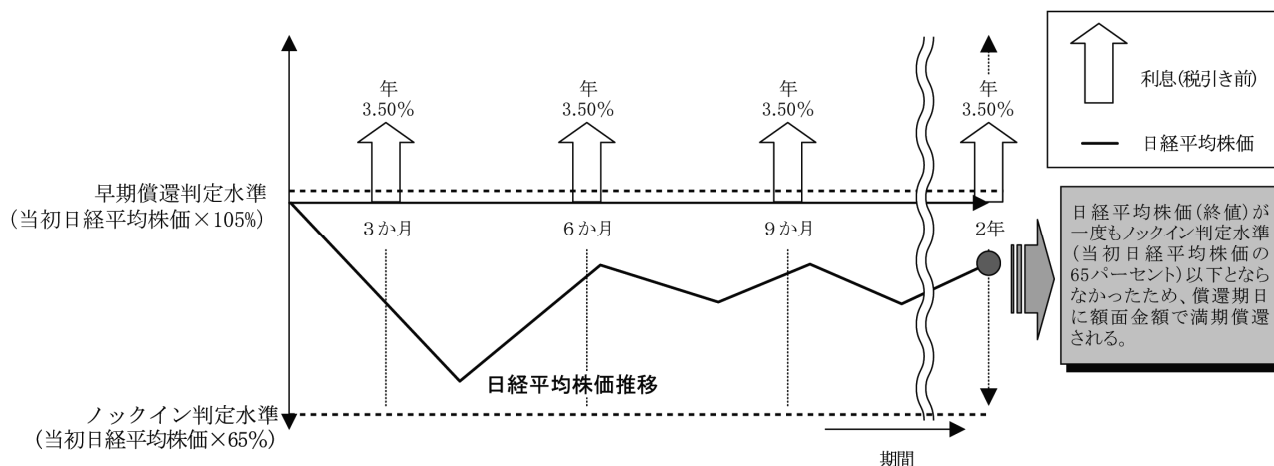


- * 早期償還評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3か月、6か月、9か月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 調整事由、(vi) 市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

(6) 利率・償還イメージ ケース④

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価(終値)が下落し、各早期償還評価日において一度も早期償還判定水準(当初日経平均株価の105パーセント)以上とならなかった場合で、かつ日経平均株価(終値)が一度もノックイン判定水準(当初日経平均株価の65パーセント)以下にならなかった場合、本社債は額面金額で満期償還される。利率は、額面金額に対し年3.50パーセントである。



- * 早期償還評価日および最終評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3か月、6か月、9か月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日または最終評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

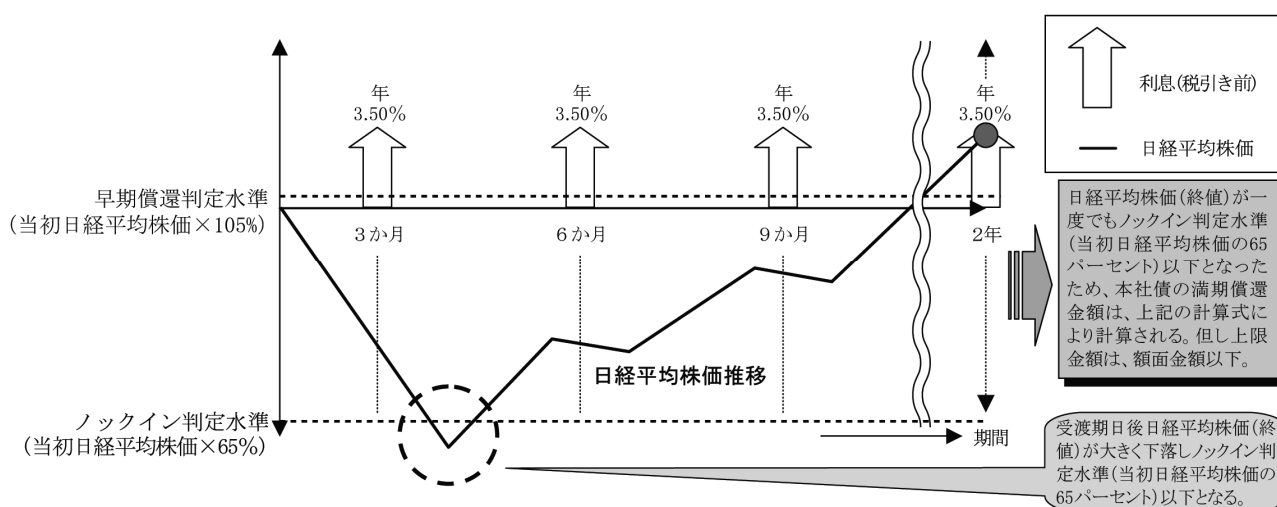
(7) 利率・償還イメージ ケース⑤

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価(終値)が下落し、各早期償還評価日において一度も早期償還判定水準(当初日経平均株価の105パーセント)以上とならなかった場合で、かつ日経平均株価(終値)が一度でもロックイン判定水準(当初日経平均株価の65パーセント)以下になった場合、本社債は下記の計算式により計算される満期償還金額で満期償還される。利率は、額面金額に対し年3.50パーセントである。このケースでは、1年満期時の最終日経平均株価が当初日経平均株価以上であったため、満期償還金額は額面金額となる。

$$\text{満期償還金額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

(ただし、満期償還金額は、0円以上額面金額以下とし、1円未満を四捨五入する。)



- * 早期償還評価日および最終評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3か月、6か月、9か月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日または最終評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

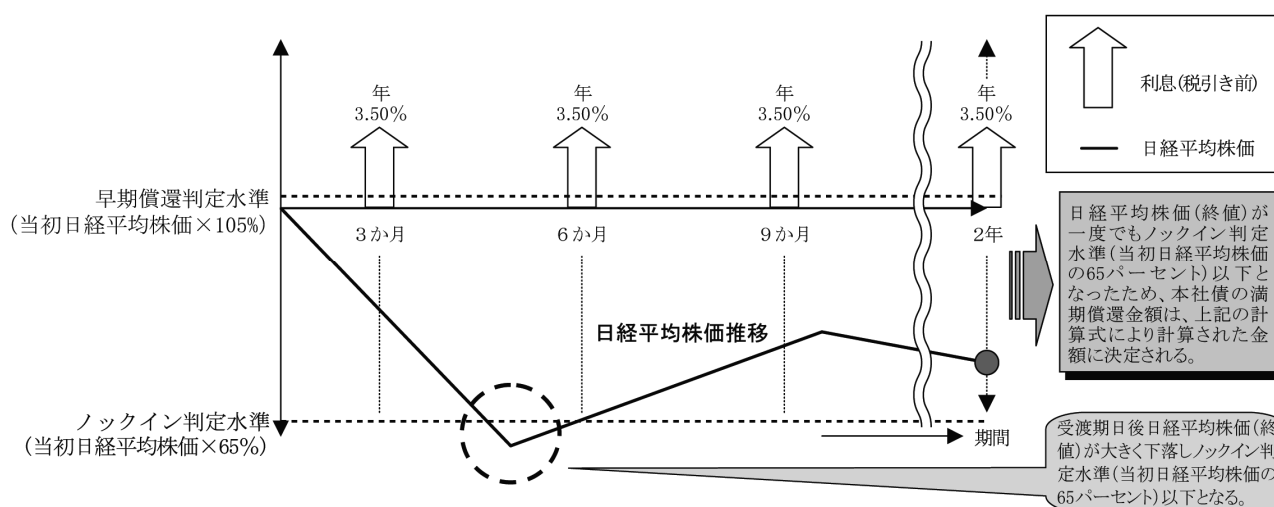
(8) 利率・償還イメージ ケース⑥

<想定ケース>

受渡期日後日経平均株価（終値）が下落し、各早期償還評価日において一度も早期償還判定水準（当初日経平均株価の105パーセント）以上にならなかった場合で、かつ日経平均株価（終値）が一度でもロックイン判定水準（当初日経平均株価の65パーセント）以下になった場合、本社債は下記の計算式により計算される満期償還金額で満期償還される。利率は、額面金額に対し年3.50パーセントである。このケースでは、1年満期時の最終日経平均株価が当初日経平均株価を下回ったため、満期償還金額は額面金額未満となる。

$$\text{満期償還金額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

（ただし、満期償還金額は、0円以上額面金額以下とし、1円未満を四捨五入する。）



- * 早期償還評価日および最終評価日は、各利払日の5取引所営業日前の日となるため、厳密には本社債受渡期日後3か月、6か月、9か月等の期間を経過した日とはならない。
- * 早期償還評価日または最終評価日に市場混乱事由が発生した場合、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件 <売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(c)調整事由、(vi)市場混乱事由による調整」に記載の調整を受ける。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 欧州市場部長

マルコ・ツィーママン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成22年9月30日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成19年9月25日(発行日)の募集)

ドイツ銀行 AG ロンドン支店第2回変動利付円貨社債(2007)

券面総額又は振替社債の総額 600 億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2011年12月31日現在 2 兆1,640億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2011年12月31日現在で、当行は、フルタイム換算で100,996名の従業員を雇用し、世界72か国で3,078を超える支店（そのうち66%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2012年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝97.62円）により計算されている。）

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
利息以外の収益合計	21,896 (21,375)	1,037 (1,012)	15,493 (15,124)	12,984 (12,675)	15,783 (15,407)
税引前利益（損失）	8,749 (8,541)	-5,741 (-5,604)	5,202 (5,078)	3,975 (3,880)	5,390 (5,262)
当期純利益（損失）（注2）	6,510 (6,355)	-3,896 (-3,803)	4,958 (4,840)	2,330 (2,275)	4,326 (4,223)
普通株式	1,358 (1,326)	1,461 (1,426)	1,589 (1,551)	2,380 (2,323)	2,380 (2,323)
株主持分合計	37,044 (36,162)	30,703 (29,972)	36,647 (35,775)	48,843 (47,681)	53,390 (52,119)
資産合計	2,020,349 (1,972,265)	2,202,423 (2,150,005)	1,500,664 (1,464,948)	1,905,630 (1,860,276)	2,164,103 (2,112,597)
B I S 規制自己資本比率（Tier 1 / Tier 2 / Tier 3 合計）（%）（注3）	11.6	12.2	13.9	14.1	14.5
1株当たり株主持分 （ユーロ（円））	79.32 (7,743)	52.59 (5,134)	52.65 (5,140)	52.38 (5,113)	58.11 (5,673)
基本的1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	13.65 (1,333)	-7.61 (-743)	7.21 (704)	3.07 (300)	4.45 (434)

（注1）2011年度、2010年度、2009年度、2008年度および2007年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示された。

（注2）当期純利益（損失）のうち、194百万ユーロ、20百万ユーロ、-15百万ユーロ、-61百万ユーロおよび36百万ユーロは、それぞれ2011年度、2010年度、2009年度、2008年度および2007年度の非支配持分に帰属する純利益（損失）である。

（注3）2011年12月以降、当社グループの自己資本比率の計算には、ドイツ銀行法およびソルベンシー規制において規定される資本要求指令3（「バーゼル2.5」としても知られる）に基づくトレーディング勘定および証券化ポジションに関する修正済み自己資本規制が組み込まれている。

(b) ドイツ銀行

(単位：百万ユーロ (億円))

年 度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
収益合計	58,249 (56,863)	48,033 (46,890)	32,513 (31,739)	33,002 (32,217)	36,530 (35,661)
営業利益 (損失)	5,371 (5,243)	-5,407 (-5,278)	718 (701)	1,373 (1,340)	4,269 (4,167)
当期純利益 (損失)	2,757 (2,691)	-2,185 (-2,133)	1,173 (1,145)	488 (476)	1,426 (1,392)
資本金	1,358 (1,326)	1,461 (1,426)	1,589 (1,551)	2,380 (2,323)	2,380 (2,323)
資産合計	1,790,676 (1,748,058)	2,250,665 (2,197,099)	1,538,623 (1,502,004)	1,620,164 (1,581,604)	1,869,074 (1,824,590)
純資産額	23,180 (22,628)	20,943 (20,445)	22,764 (22,222)	33,686 (32,884)	34,481 (33,660)
1株当たり純資産額 (注1) (ユーロ (円))	39.20 (3,827)	36.14 (3,528)	35.39 (3,455)	35.36 (3,452)	36.18 (3,532)
1株当たり利益 (損失) (ユーロ (円))	5.20 (508)	-3.83 (-374)	1.89 (185)	0.52 (51)	1.54 (150)
1株当たり配当 (ユーロ (円))	4.50 (439)	0.50 (49)	0.75 (73)	0.75 (73)	0.75 (73)
配当性向 (%)	86.6	N/A	39.7	143.0	48.9
従業員数 (人) (注2)	28,013	29,434	28,497	27,816	27,918

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) フルタイム換算の平均従業員数。